

カーボン・オフセット ガイドライン

Ver.3~~2~~.0 (案)

令和 63 年 3 月 xx19 日改訂

平成 27 年 3 月 31 日施行

環境省

目次

はじめに	1
第一部 カーボン・オフセットについて	4
1. カーボン・オフセット及びカーボンニュートラルについて	4
2. カーボン・オフセットに取り組む上での留意点	6
3. カーボン・オフセットの主な取組	7
(1) 製品・サービスオフセット	8
(2) 会議・イベントオフセット	10
(3) 組織活動オフセット	11
4. カーボン・オフセットの対象となる温室効果ガスの種類	16
5. カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて	17
第二部 カーボン・オフセットの取組の進め方	22
1. カーボン・オフセットの取組の流れ	22
2. 準備	23
(1) カーボン・オフセットに取り組む目的の確認	23
(2) クレジットの種類を検討	23
(3) 取組の管理体制の構築	24
(4) オフセット主体の明確化	24
3. 排出量の把握（知って）	29
(1) 温室効果ガス排出活動の把握	29
(2) 算定対象範囲の決定	30
(3) 温室効果ガス排出量の算定	34
4. 排出削減の取組（減らして）	38
(1) カーボン・オフセットの対象内外に係る排出削減の取組	38
(1) 排出削減を促す取組	40
5. 埋め合わせ（オフセット）	41
(1) オフセット量の決定	41
(2) クレジットの調達と無効化	41
6. 情報提供	44
(1) 情報提供の重要性の確認	44
(2) 情報提供	44

(3) 温室効果ガスの報告制度等におけるクレジットの報告	46
第三部 カーボン・オフセットの取組を促進する仕組み	48
1. カーボン・オフセット宣言	49
2. デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）	51
3. カーボン・オフセット第三者認証プログラム（旧カーボン・オフセット制度）	52
(1) カーボン・オフセット認証	52
(2) カーボンニュートラル認証	53
4. どんぐり制度	56
5. グリーン購入法の特定期間物品における配慮事項	56
別添 1 用語集	57
別添 2 温室効果ガス排出量の算定方法	63
1. 会議・イベント	63
(1) 温室効果ガス排出量の算定対象	63
(2) 算定方法の基本的な考え方	63
(3) 移動に伴う排出量の推計方法	64
2. 運輸：旅客鉄道（JR 新幹線、JR 在来線、私鉄、地下鉄）	67
(1) 温室効果ガス排出量の算定対象	67
(2) 算定式の基本的な考え方	67
3. 運輸：自動車	68
(1) 温室効果ガス排出量の算定対象	68
(2) 算定式の基本的な考え方	68
4. 運輸：飛行機（国内旅客）	70
(1) 温室効果ガス排出量の算定対象	70
(2) 算定式の基本的な考え方	70
別添 3 温室効果ガス排出量算定の際の有効数字の考え方	72
1. 有効数字について	72
2. 有効数字の判断方法	72
改訂履歴	75

図表目次

図 1	カーボン・オフセット関連文書・仕組み概念図	3
図 2	オフセットの各類型における対象活動の範囲及びオフセット主体	7
図 3	ベースライン&クレジットの概念図	19
図 4	オフセットの対象となる活動の範囲	30
図 5	「カーボン・オフセット宣言」の流れ	49
図 6	「デコ活」ロゴマーク	51
図 7	カーボン・オフセット認証ラベル	53
図 8	カーボンニュートラル認証ラベル	53
図 9	カーボン・オフセット第三者認証プログラム 手続きの流れ	54
図 10	「どんぐり制度」ロゴマーク	56
表 1	カーボン・オフセットの取組の類型	7
表 2	カーボン・オフセットに使用されるクレジットの例	18
表 3	カーボン・オフセットの取組の管理体制	24
表 4	Scope3 における算定対象となる活動の種類	33
表 5	活動量及び排出係数の分類	35
表 6	参考: 標準排出原単位値データベース一覧	36
表 7	算定に際しての重要事項及び留意事項	37
表 8	情報提供項目一覧	45

はじめに

カーボン・オフセットに取り組むことは、事業活動などの自らの活動に伴う温室効果ガスに責任を持ち、自らが主体的に排出削減活動を行うことの促進や、クレジット等の購入を通じた温室効果ガス排出削減活動（再生可能エネルギーの導入、省エネ機器の導入など）・吸収除去活動（森林整備・保全活動など）への資金還流、ひいてはそれらが実施される地域の活性化や持続可能な発展に寄与することにつながります¹。

また、一般市民や消費者はカーボン・オフセットされた製品・サービスの購入やイベントへの参加を通じて企業が商品やサービスなどを通じてカーボン・オフセットに取り組むことは、
上述の温暖化気候変動対策、や地域活性化及び持続可能な発展に貢献することができます。
機会を一般市民や消費者に提供することにもなるため、このように、カーボン・オフセットは誰もが取り組み又参加することができる自主的かつ主体的な温暖化気候変動対策として、重要性が非常に高まっています。

「カーボン・オフセットガイドライン」（以下、本ガイドラインといいます。）は、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を実施する上で必要な基本的な考え方や手続きについて説明し、それらに則ったカーボン・オフセットの取組を推奨しています。信頼性・透明性のあるカーボン・オフセットの取組を行うために、本ガイドラインに即したカーボン・オフセットの取組が行われることを推奨しています。

（本ガイドラインの目的）

本ガイドラインは、特に実務者の方々がカーボン・オフセットに取り組む上での実務と手続を中心に説明することを目的とし、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）－第 43 版－（環境省）²」（以下、オフセット指針といいます。）に示されている、法規制によらないボランティア自主的なカーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルの取組について説明しています。なお、本ガイドラインはこれまでに発行されてきた以下のカーボン・オフセットに関連するガイドライン類を統合・再構築しています。

- カーボン・オフセットの対象活動から生じる温室効果ガス排出量の算定方法ガイドライン（平成 20 年 10 月制定、平成 23 年 4 月改訂）
- カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン（平成 20 年 10 月制定、平成 24 年 3 月改訂）
- 特定者間完結型カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のためのガイドライン（平成 22 年 6 月制定）
- 会議・イベントにおけるカーボン・オフセットの取組のための手引き（平成 23 年 4 月制定）

¹ カーボン・オフセットの意義及び効果（我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針））
（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html）

² 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）－第 43 版－（環境省）」
（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html）

(本ガイドラインと環境省政府・民間が提供する各種仕組みとの関係性)

➤——政府・民間により、カーボン・オフセットの取組の信頼性・透明性を確保するための情報公開や認証の仕組みが提供されています。カーボン・オフセットに取り組む事業者等は、オフセット指針及び本ガイドラインに則った取組を行うとともに、取組の信頼性の担保や差別化等を目的として、任意でこれらの仕組みを活用できます。環境省では、カーボン・オフセットの取組の信頼性・透明性の構築のため、「カーボン・オフセット宣言」という仕組みを提供しています。³カーボン・オフセット宣言⁴

カーボン・オフセットの取組についての情報提供を、環境省が設置するホームページ上で行う仕組み。カーボン・オフセットの取組に係る情報を公開することで取組の透明性を高め、カーボン・オフセットに取り組んでいる旨を社会に主張することができます。

「カーボン・オフセット宣言」の仕組みを用いて情報提供を行う場合は、本ガイドラインに即して取組を行わなくてはなりません。「カーボン・オフセット宣言」では、第三者による確認や審査は行われなため、自らのカーボン・オフセットの取組が本ガイドラインに即した取組であることを責任を持って宣言する必要があります。

なお、カーボン・オフセットの第三者による確認や審査の仕組みについては、民間主導による取組が行われております。本ガイドラインでもその一部をご紹介しますので、そちらもご参照ください。

³ 詳細は本ガイドライン「第三部カーボン・オフセットの取組を促進する宣言及びその他の仕組み」を参照してください。

⁴ J-クレジット制度ウェブサイト (<https://japancredit.go.jp/>)

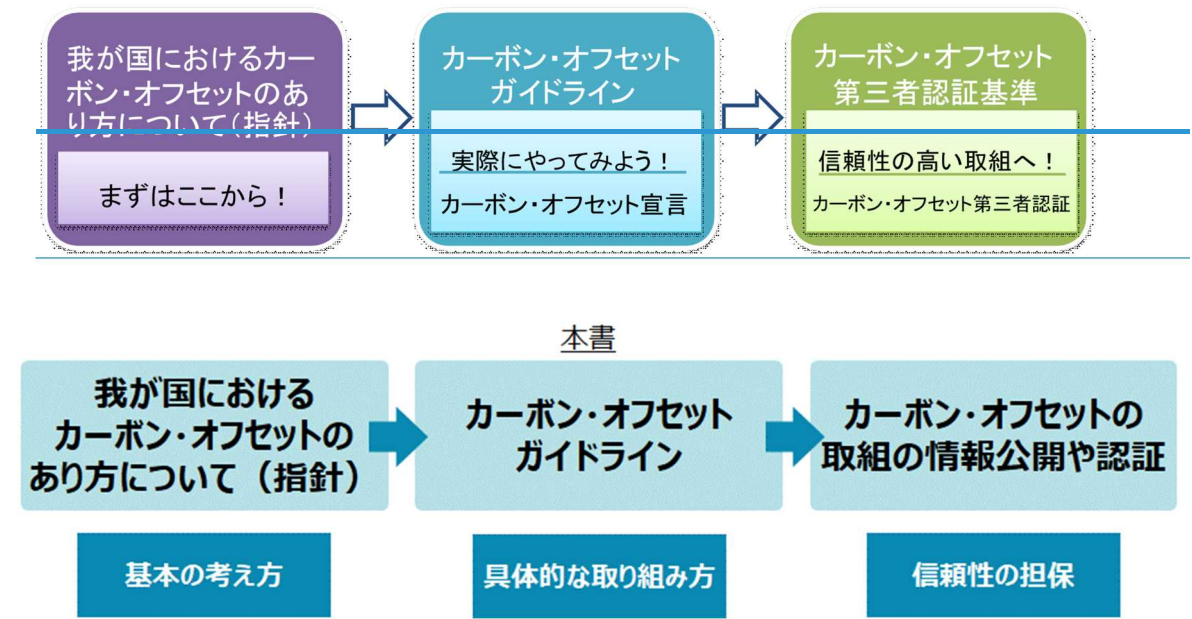


図1 カーボン・オフセット関連文書・仕組み概念図

第一部 カーボン・オフセットについて

第一部ではカーボン・オフセットを実施する上で必要な基本的な考え方や留意点などについて示しています。

1. カーボン・オフセット及びカーボン・ニュートラルについて

カーボン・オフセットは自らの活動に伴い排出する CO₂等の温室効果ガスを認識・削減した上でその排出量を埋め合わせる取組であり、①知って（排出量の算定）、②減らして（削減努力の実施）、③オフセット（埋め合わせ）の3ステップで実施します。



カーボン・オフセットとは

また、環境省ではカーボン・オフセットを深化させた取組として、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の取組の対象において重要な全ての活動範囲を考慮して算定した温室効果ガス排出量を全て埋め合わせた状態をカーボン・ニュートラルと定義し、その取組を推奨しています。なお、カーボンニュートラルと関連する用語としてネット・ゼロがあり、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の報告書等では、ネット・ゼロとは温室効果ガスの排出量と温室効果ガスの除去量が一定期間において均衡している状態と定義されています。ただし、実際には、国や組織等による温室効果ガス排出削減の取組において、カーボンニュートラルとネット・ゼロを同義に使用している場合も違う状態を指して使用している場合もあり、ネット・ゼロについては広く共通した定義が確立されていない状況があります。

2. カーボン・オフセットに取り組む上での留意点

カーボン・オフセットは、温室効果ガス排出量や排出削減・吸収除去量という直接目にしたり手に触れたりすることが出来ないものを取り扱うことから、一般的になかなかイメージがつきにくく、分かりづらい取組であると言われています。そのため、カーボン・オフセットの取組を行う上では、カーボン・オフセットされた製品・サービス等のを購入・利用者する消費者等に対し、クレジットやカーボン・オフセットの取組について十分に説明をが行うられることで、その透明性を高め、信頼性を確保することが重要です。

オフセット指針では、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築する上で次の六つの事項が重要であるとしています。

- (1) カーボン・オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること
- (2) カーボン・オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないこと
- (3) カーボン・オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収除去の確実性・永続性の確保及び排出削減・吸収除去量が一定の精度で算定される必要があること
- (4) カーボン・オフセットに用いられるクレジットを創出するプロジェクトの二重登録、実現された削減・吸収除去量に対するクレジットの二重発行及び同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを回避する必要があること
- (5) カーボン・オフセットの取組について適切な情報提供を行う必要があること
- (6) オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること

上記事項を考慮し信頼性の高い取組であることを示すためには「知って・減らして・オフセット」の3ステップに加え、しっかりとした準備と取組に関する情報提供を適切に行うことが重要です。



3. カーボン・オフセットの主な取組

カーボン・オフセットの主な取組として、オフセット指針では3-5つの類型取組が紹介されています。

表1 カーボン・オフセットの取組の類型5つの取組

		オフセット主体	
		自ら（取組実施者）	他者（利用者等）
オフ セッ ト 対 象	製品・サービス	(1) 製品・サービスオフセット	
	会議・イベント	(2) 会議・イベントオフセット	=
	組織活動	(3) 組織活動オフセット	=

カーボン・オフセットの各類型について、対象となる排出活動の範囲及びオフセット主体を
下図に示しています。

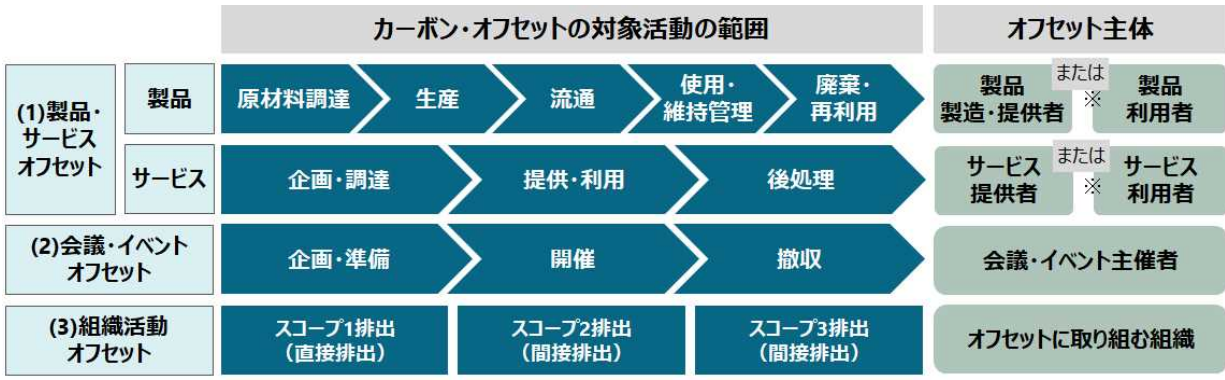


図2 オフセットの各類型における対象活動の範囲及びオフセット主体

※クレジットが二重に使用（ダブルカウント）されないようにした上で、オフセット主体を複数に分けて設定することもできます。

取組の類型	誰が（クレジットの無効化を行う主体）	何を（オフセットされる排出）
<u>(1)オフセット製品・サービス</u>	製品の製造者／販売者 サービス提供者	製品・サービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量
<u>(2)会議・イベントのオフセット</u>	会議・イベント主催者	会議・イベント開催に伴って排出される温室効果ガス排出量
<u>(3)自己活動オフセット</u>	企業	自社の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量
<u>(4)クレジット付製品・サービス</u>	製品の製造／販売者 サービス提供者 会議・イベント主催者	製品・サービスの購入者やイベントの来場者の日常生活に伴って排出される温室効果ガス等
<u>(5)寄付型オフセット</u>	製品の製造／販売者 サービス提供者 会議・イベント主催者	※地球温暖化防止活動の貢献・資金提供のために実施するものであり、特定の排出量をオフセットするものではない

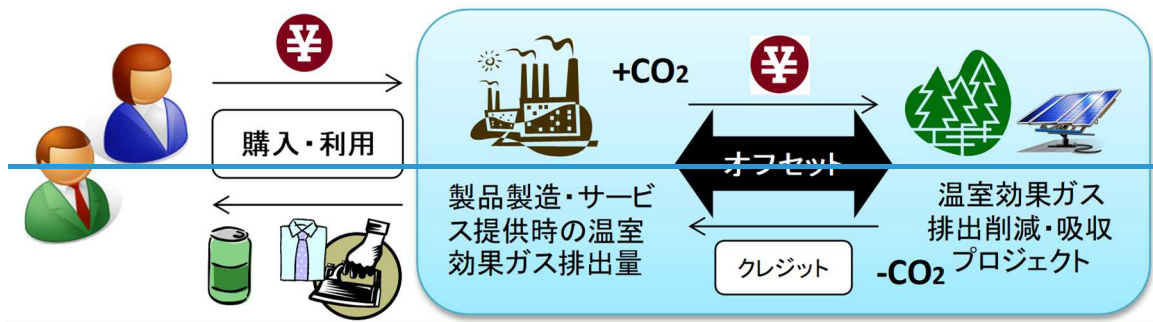
(30) (1) オフセット製品・サービスオフセット

製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。本取組には、製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が自らオフセットを主張する場合と、製品・サービスの利用者等がオフセットを主張する場合があります。

<u>オフセット主体（誰が）</u>	<u>オフセット対象（何を）</u>
製品・サービスの製造／販売／提供者 または 製品・サービスの購入・利用者	製品・サービスのライフサイクル からの温室効果ガス排出

誰が	何を
製品の製造／販売者 サービス提供者	製品・サービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量





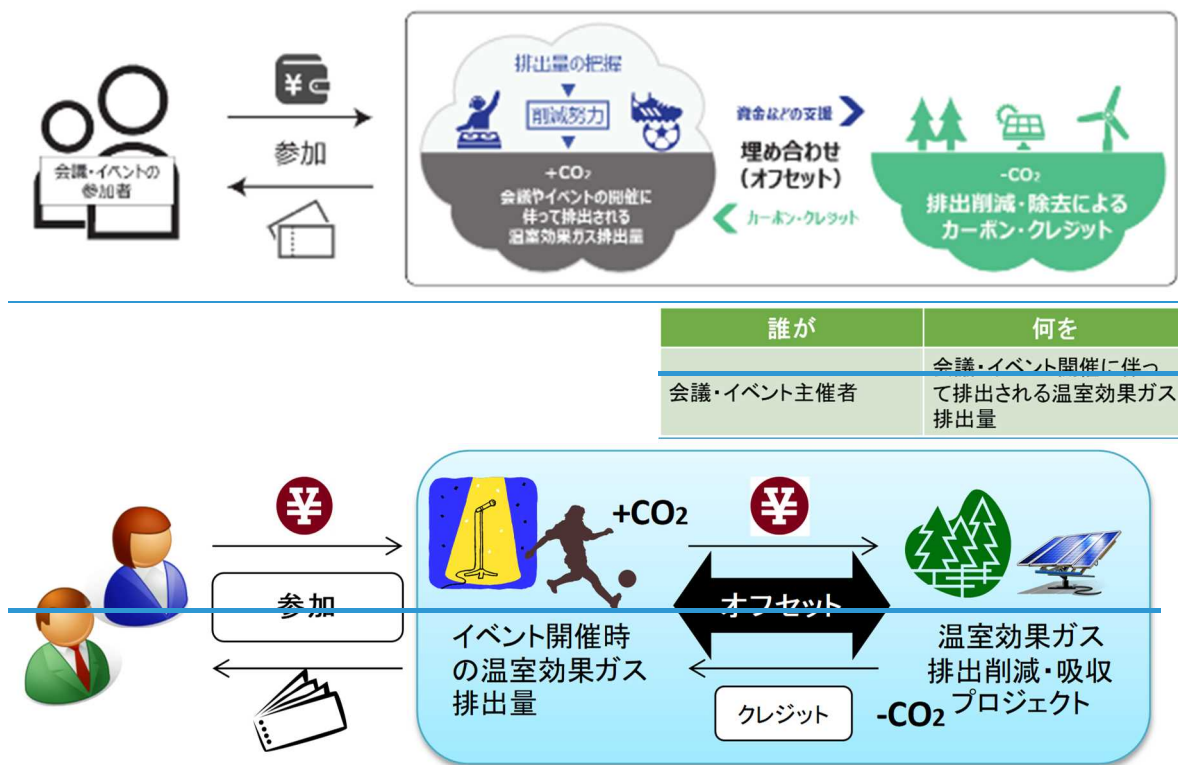
<例 オフセット製品・サービスオフセット>

- 製造に伴う排出をオフセットした衣服の販売
- 印刷時の電力消費に伴う排出をオフセットしたプリンタの販売
- 発電時のエネルギー消費に伴う排出をオフセットした電力の販売

(31) (2) 会議・イベントのオフセット

コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。

オフセット主体（誰が）	オフセット対象（何を）
会議・イベント主催者	会議・イベントの企画・準備、開催、及び撤収に伴う温室効果ガス排出



<例 会議・イベントのオフセット>

- 会場内の消費電力に伴う排出をオフセットしたチャリティーライブの開催
- 会場運営及び出席者の移動・宿泊に伴う排出をオフセットした国際会議の実施

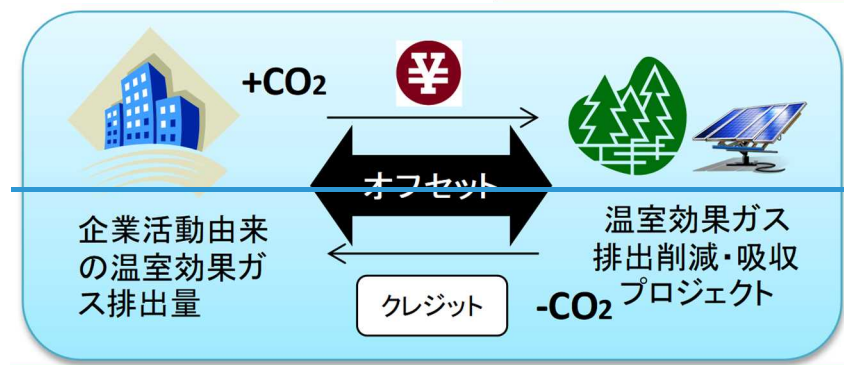
(32) (3) 自己組織活動オフセット

自らの活動、例えば企業、自治体、NGO等の組織が、組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組です。

オフセット主体（誰が）	オフセット対象（何を）
企業、自治体、NGO等の組織	事業活動に伴う温室効果ガス排出



誰が	何を
企業	自社の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量



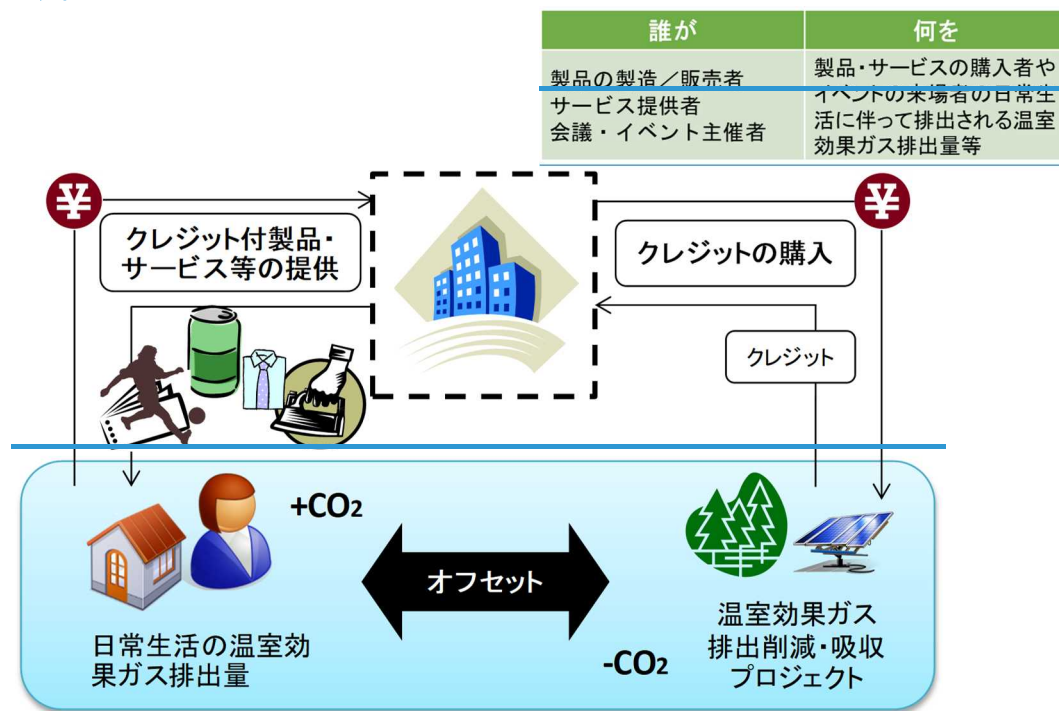
<例 自己組織活動オフセット>

- 自社工場でのエネルギー（電力、ガス等）使用の事業活動に伴う温室効果ガス排出量をオフセットし、自社のCSRレポートで公開
- 自社のバリューチェーン全体からの温室効果ガス排出のオフセット自社事業での消費電力に伴う排出を再エネクレジットでオフセットし、環境取組を推進するイニシアティブに報告

|

クレジット付製品・サービス

製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下、「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組です。



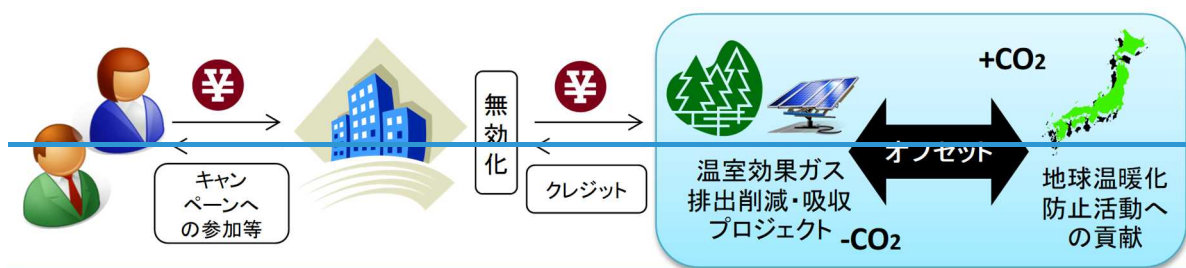
＜例＞クレジット付製品・サービス＞

購入者の日常生活に伴う排出をオフセットする量のクレジットを添付した家具の販売
来場者の日常生活に伴う排出をオフセットする量のクレジットを添付したライブチケットの販売

寄付型オフセット

—製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットを購入・無効化する取組です。例えば、販売時にその売り上げの一部をクレジット購入に用いることを宣言するとともに、一定量の金額が集まってからクレジットを購入・無効化することや、キャンペーンへのアクセス数に応じてクレジットを購入・無効化するなど、消費者とコミュニケーションを取りつつ、クレジットを活用する多様な取組形態が考えられます。

誰が	何を
製品の製造／販売者 サービス提供者 会議・イベント主催者	※地球温暖化防止活動への貢献・資金提供のために 実施するものであり、排出量をオフセットするものではない



（その他の取組）

また、オフセット指針では、（１）～（３）の類型の他に、その他のクレジットを活用する取組を紹介しています。これらの取組では、「知って、減らして、オフセット」の一連のプロセスに沿わない部分がありますが、市民等による削減活動の促進や排出削減・除去プロジェクトへの資金還流への貢献につながる等の意義があります。

製品・サービスを介した取組であるが、製品・サービスのライフサイクルに含まれない温室効果ガスの排出量を埋め合わせる取組が行われています。例えば、製品を製造／販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスの販売や提供及びイベントの開催やチケットの販売と併せて、製品・サービスの購入・利用者やイベントの参加者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組が挙げられます。

＜例＞

- 家具販売を通じて、家具の購入者の日常生活に伴う排出のオフセットを支援する
- チケット販売を通じて、ライブへの来場者の日常生活に伴う排出のオフセットを支援する

また、カーボン・オフセットの対象や主体を設定せずにクレジットを無効化する取組も行われています。例えば、製品を製造／販売する者、企業やサービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスの販売・提供やイベントの開催やチケットの販売と併せて、クレジットを購入・無効化し、日本や世界全体の温室効果ガス排出の削減に貢献することを主張す

る取組が挙げられます。

<例—~~寄付型オフセット~~>

- 販売額の一部をクレジット購入に用いるスポーツウェアの販売
- 来場者 1 人につき 1kg-CO₂ の森林クレジットを購入し、森林保全に寄与する環境保護イベントの開催

4. カーボン・オフセットの対象となる温室効果ガスの種類

カーボン・オフセットの対象となる温室効果ガスは、二酸化炭素（CO₂）の他にメタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三フッ化窒素（NF₃）の温室効果ガスインベントリで計上しているガスです。しかしながら、業務及び家庭部門における温室効果ガス排出は、主に CO₂ です。なので、まずは CO₂ の排出量を把握することから始めるとよいでしょう。

5. カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて⁵

カーボン・オフセットに用いられるクレジットとは、空調機の更新や太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し（ベースライン排出量等）と実際の排出量等（プロジェクト排出量等）の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したものです。他者が例えば再生可能エネルギーや高効率機器の導入、森林吸収量を増やすプロジェクトを行うことで実現した温室効果ガス排出削減・吸収量のことです。オフセット指針では、カーボン・オフセットの信頼性を構築するために、クレジットの性質と管理について次のように書かれています。

（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質）

カーボン・オフセットに用いられるクレジットは、カーボン・オフセットの信頼性を構築するために、①確実な排出削減・吸収除去が実現されていること、②排出削減・吸収除去量が一定の精度で算定されていること、③温室効果ガス吸収除去の場合はその永続性が確保されていること、④クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及び二重使用が回避されること、⑤クレジットを創出するプロジェクトの環境・社会配慮が行われ持続可能性が確保されていること、等の一定の基準を満たしていることが必要である。

カーボン・オフセットに用いられるクレジットがこれらの基準を満たしていることを確保するために、第三者機関による検証が行われていることが望ましく、さらに、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認していることが望ましい。

（カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理）

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、クレジットを創出するプロジェクトが二重に登録されないこと、クレジットが二重に発行されないこと及びカーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられないことを確保する必要がある。

例えば、J-クレジットは、制度に登録したプロジェクトから発行されるクレジットが電子システムであるJ-クレジット登録簿システムによって管理され、クレジットの二重発行等を防止している。また、カーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが、複数のカーボン・オフセットの取組に用いられ、既にカーボン・オフセットに用いられたクレジットが転売されたりするなどといった、クレジットの二重使用を防止するため、登録簿上では一度無効化されたクレジットは移転できないように管理されている。一方、登録簿等が整備されていないクレジットをカーボン・オフセットに用いる場合には、クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用の防止が確実になされていることを自ら確認する必要がある。

カーボン・オフセットに取り組む際は、カーボン・オフセットに係る信頼性を確保するため、上述のカーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質及び管理に係る基準を満たしているもの、及び公的機関による能力等の確認がなされている第三者機関による検証が行われている信頼性の担保されたクレジットを用いることが必要です。

⁵ 詳細は本ガイドライン「クレジットの種類の検討」、及び「クレジットの調達と無効化」を参照してください。

このクレジットには、大きく「市場流通型クレジット」と「非市場流通型クレジット」に分けられます⁶。

「市場流通型クレジット」は第三者への譲渡及び市場への流通が想定されているクレジットであり、その性質及び管理に係る一定の基準を満たしていることが第三者機関によって検証されています。そのため、カーボン・オフセットに取り組む際には市場での取引に適した信頼性の担保された「市場流通型クレジット」を用いることが推奨されています。また、「ベースライン&クレジット」方式の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトによって創出されたクレジットを使用するのが一般的です。

市場流通型クレジット

一定の基準に基づき創出され、第三者への譲渡及び市場への流通が想定されているクレジットのことです。カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質及び管理に係る一定の基準を満たしているもの、及び公的機関による能力等の確認がなされている第三者機関による検証が行われているもの（VER（Verified Emission Reduction）等であること）が必要となります。

信頼性の担保された市場流通型クレジットとして、海外での排出削減・吸収量については、国連気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される二国間クレジット（CDM（Clean Development Mechanism））等が、国内での排出削減・吸収量については、環境省・経済産業省・農林水産省が 2013 年から実施している「J-クレジット制度」で認証されるJ-クレジット等が挙げられます。

➤ 「ベースライン&クレジット」方式のクレジット

温室効果ガス排出量の削減対策を実施しなかった場合の排出量と、削減対策の実施によって削減された排出量の差をクレジットとするものです。J-クレジットやJ-VER、CERなどが該当します。上述のクレジットの性質及び管理に係る基準を満たしているクレジットについて、国内のクレジット制度として、環境省・経済産業省・農林水産省が 2013 年から実施しているJ-クレジット制度等が、国外で行われるプロジェクトを対象としたクレジット制度として、環境省・経済産業省・外務省が中心となって2013年から運営している二国間クレジット制度（JCM）、パリ協定において導入され国連気候変動枠組条約（UNFCCC）の下で運営されるパリ協定6条4項メカニズム（2025年頃に運用開始見込）、その他にも外国の政府・自治体や国内外の民間団体等により運営されるクレジット制度等が挙げられます。

表2 カーボン・オフセットに使用されるクレジットの例

運営主体	カーボン・クレジット制度等
日本政府	● <u>J-クレジット制度</u> ● <u>二国間クレジット制度（JCM）</u>
国連	● <u>パリ協定 6 条 4 項メカニズム</u>

⁶「市場流通型クレジットと非市場流通型クレジット（我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）—第3版—（環境省）」（http://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html）—

その他	● <u>民間団体、海外の政府、地方自治体などが運営する制度※</u> ※これらの制度によるクレジットを使用する場合は、オフセット指針が定めるクレジットの性質及び管理に係る基準を満たしているもの、及び第三者機関による検証が行われている信頼性の担保されたクレジットであることを確認してください。
-----	---

ベースライン&クレジット方式のクレジットには主に削減系クレジットと吸収除去系クレジットと呼ばれるクレジットの種類が存在します。削減系クレジットは、既存設備からより高効率な設備への更新や、化石燃料から再生可能エネルギーに転換するなどの温室効果ガス排出削減プロジェクトにより創出されます。また、吸収除去系クレジットは、森林の間伐促進や植林、バイオ炭の農地への施用などにより植物や土壌に二酸化炭素が固定されることで大気から二酸化炭素を除去するなどによる温室効果ガス吸収量の増加を促進する温室効果ガス吸収プロジェクトによって創出されます。

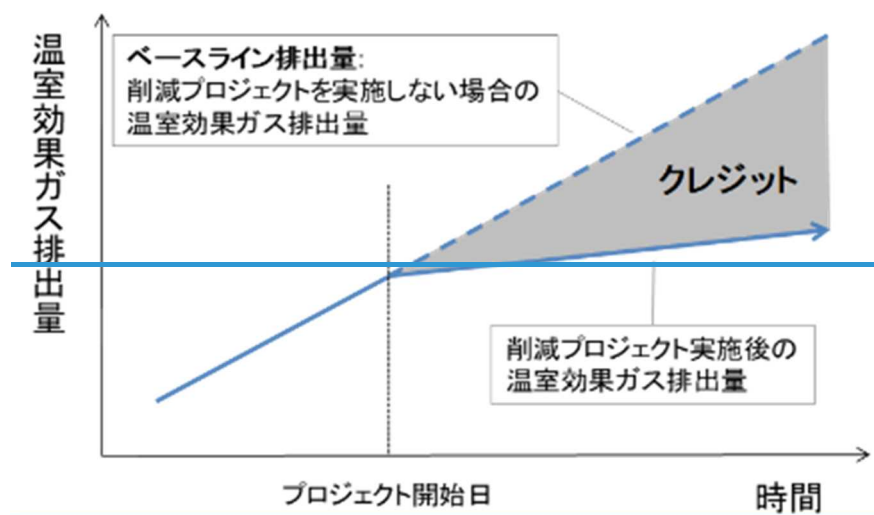
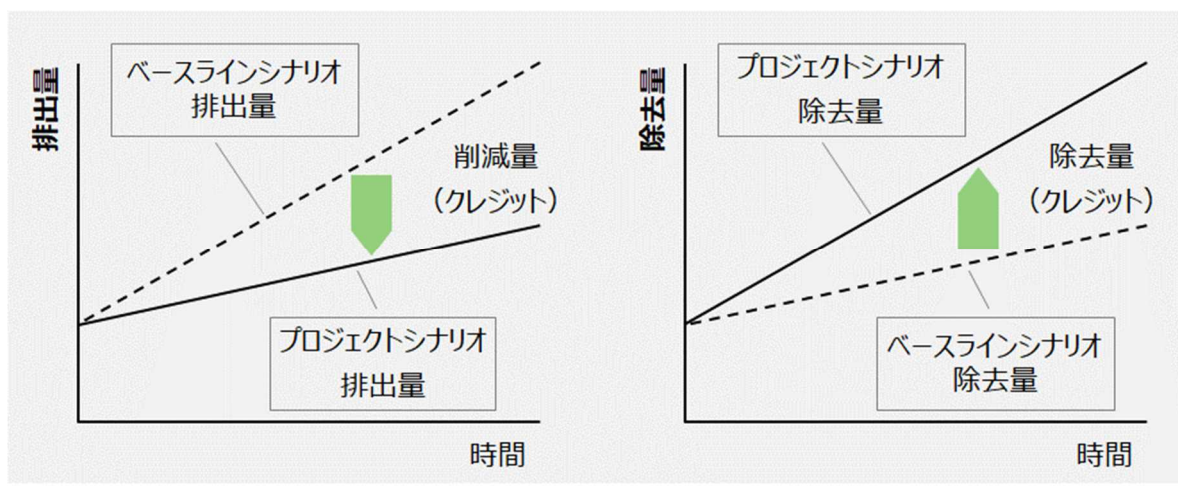


図 3-2 ベースライン&クレジットの概念図

(参考) 市場で取引されるクレジット排出枠と再生可能エネルギー証書について
「ベースライン&クレジット」方式で創出されたクレジットの他に、「キャップ&トレード」で取引される余剰排出枠も一般的にクレジットとみなされ市場で取引がされています。

す。ただし、「キャップ&トレード」で取引される余剰排出枠は、キャップという総量規制の中で使用するためのものであり、原則的に、規制によらない自主的なカーボン・オフセットの取組に使用されるクレジットではありません。そのため、カーボン・オフセットの取組には前頁で紹介した、「ベースライン&クレジット」方式で創出されたクレジットを使用するのが一般的ですが、「温室効果ガスの排出削減の価値を取引する仕組みとして「キャップ&トレード」で取引される排出枠（余剰排出枠、超過排出枠などとも呼ばれます。）があります。この排出枠は、基本的にはキャップという温室効果ガス排出量の総量規制の中で使用されますが、自主的なカーボン・オフセットに使用される場合もあります。」

また、企業が再生可能エネルギー調達に活用する仕組みとして再生可能エネルギー証書があります。再生可能エネルギー証書は、電力の再生可能エネルギーとしての価値を取引する仕組みであり、原則的にカーボン・オフセットの取組には使用できません。なお、再生可能エネルギープロジェクト由来のJ-クレジットについては、ベースライン&クレジット方式のクレジット及び再生可能エネルギー証書としての性質を兼ね備えていることから、カーボン・オフセット及び再生可能エネルギー調達の取組のどちらにも使用できます。」

➤ キャップ&トレード

規制する側が温室効果ガスの総排出量を定めて個々の排出者に排出枠として配分し、排出枠を下回った量が余剰枠（アローワンス）として、排出者間で取引されます。先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業（ASSET 事業：Advanced technologies promotion Subsidy Scheme with Emission reduction Targets）における JAA（Japan Allowance for ASSET）、欧州の欧州連合域内排出量取引制度（EU-ETS: European Union Emissions Trading Scheme）で取引されるクレジット EUA（EU Allowance）などが該当します。

なお、「カーボン・オフセット宣言」では、JAAの使用はできません。」

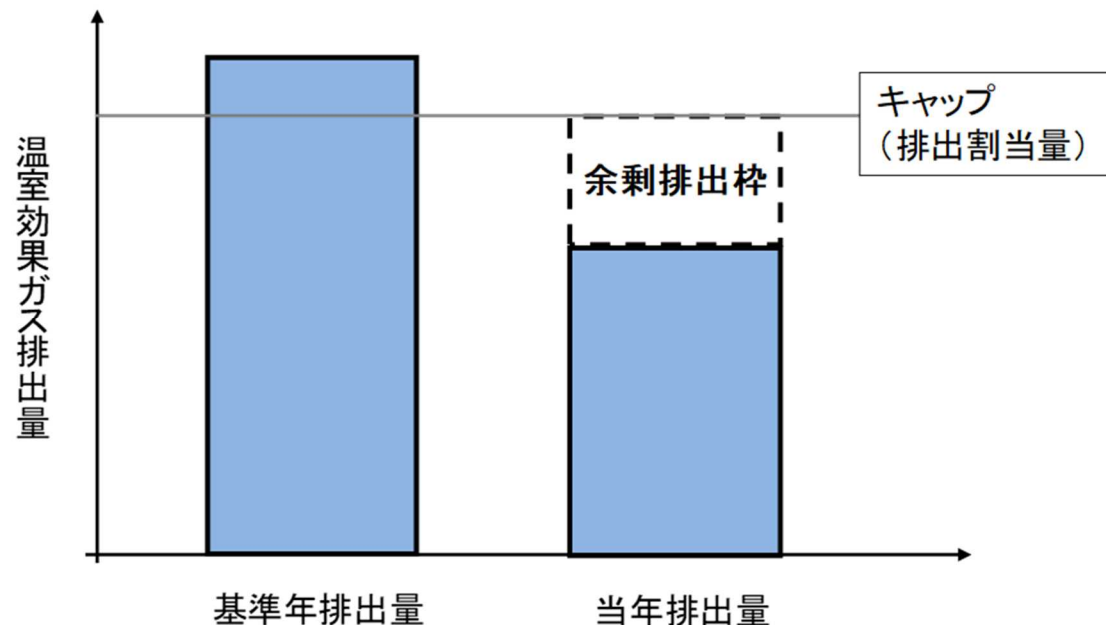


図3—キャップ&トレードの概念図

➤ 再生可能エネルギー証書

再生可能エネルギー証書は、電力の再生可能エネルギーとしての価値を取引可能な証書としたもので、事業者等が再生可能エネルギー証書を活用することにより、自社の調達する電力からの二酸化炭素排出量の削減に取り組むことができます。基本的に、再生可能エ

エネルギー証書制度は国・地域ごとに整備されており、日本国内ではグリーン電力証書、非化石証書（再生可能エネルギー指定）、I-REC 等が取引されています。

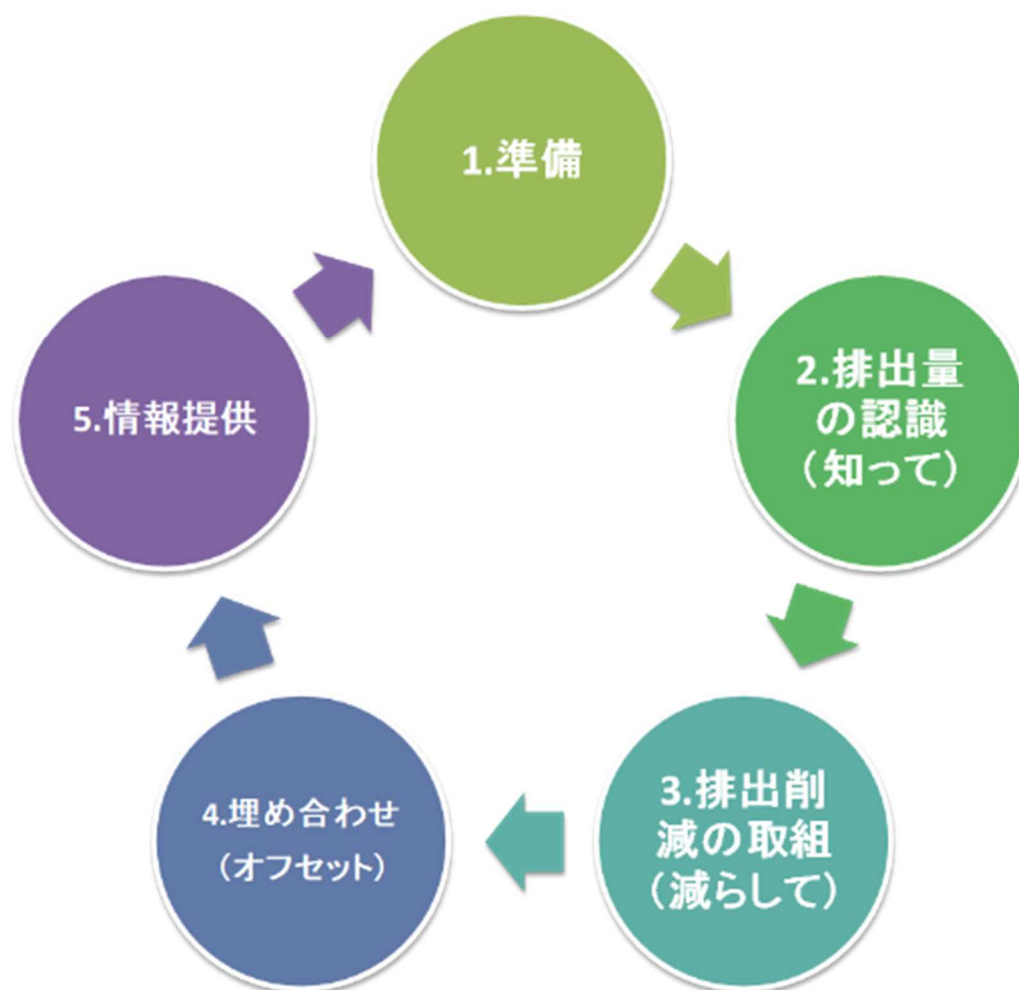
第二部 カーボン・オフセットの取組の進め方

第二部では、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組を行うための、実施の流れ・手続きについて、具体的に説明をしています。

1. カーボン・オフセットの取組の流れ

カーボン・オフセットの取組は以下の流れに沿って行われることが一般的です。

ただし、取組の内容によっては順番が前後したり、各項目を複数回に分けて行ったりすることもありますので、自ら行おうとするカーボン・オフセットの取組の全体像をイメージし、自らの取組に合った順序（流れ）をつかみましょう。



2. 準備

カーボン・オフセットの取組を進める準備をしましょう。例えば企業において取組を進める際には、目的、効果、費用、人材などについて把握し、予算を確保するなどの検討課題が多くあります。カーボン・オフセットを適正かつ効果的に行うためには、企画段階で十分に検討を行っておくことが重要です。



(1) カーボン・オフセットに取り組む目的の確認

カーボン・オフセットに取り組む目的は何でしょうか。まずは、目的を明確にしておくことが重要です。

例えば、企業として自らが排出する CO₂ 排出に責任をとることを目的に CSR の一環として取り組む、オフセットを行うことで日本の温室効果ガス削減目標達成に貢献する、オフセットを通じて地元地域への貢献をする、商品やサービスに付与することで他社商品との差別化をはかるなど、いろいろな目的が考えられます。

この目的が、この後のクレジットの種類の検討や、オフセット主体の決定、算定範囲の設定に大きく関わってきます。

(2) クレジットの種類の検討

クレジットの選定にあたってはそれぞれの特徴を把握することと、カーボン・オフセットに取り組む目的と予算を照らして選択することが重要です。

例えば、地域とのつながりや貢献を重視するのであれば、企業のゆかりのある土地で創出されたクレジットを選ぶことが効果的であるなど、事業活動に関連のあるクレジットを選択することで、取組のストーリー性が生まれ、消費者・ユーザーへの PR や株主等のステークホルダーへの説明もしやすくなります。

なお、「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットは以下のとおりです。

表3 「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジット一覧

クレジットの名称
J-クレジット※1
地域版J-クレジット※2

※1 国内クレジット制度及びJ-VER 制度からJ-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、国内クレジット制度及びJ-VER 制度で発行済みのクレジットを含みます。

※2 都道府県J-VER 制度から地域版J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、都道府県J-VER 制度で発行済みのクレジットを含みます。

(4) (3) 取組の管理体制の構築

カーボン・オフセットの取組を行うための管理体制として、以下の項目について担当者及び責任者の設定を行うことが重要です。こうした体制を組むことで、取組の継続的改善を行うことも可能になります。なお、既に「JIS Q 14001：環境マネジメントシステム」及び「JIS Q 9001：品質マネジメントシステム」に基づくマネジメントシステムを構築している場合は、それらのシステムにカーボン・オフセットの取組の管理体制を組み込むことで役割、担当、責任者を明確にしやすくなります。

表3 カーボン・オフセットの取組の管理体制

オフセットの取組全体の管理
活動量・排出係数のデータ把握・管理※
算定の実施及び算定結果の管理※
削減努力の取組の管理
クレジット調達・無効化の管理
情報提供の管理 （【認証を取得する場合】：カーボン・オフセットラベル使用の管理）
苦情記録の管理
【寄付型オフセットの場合】：寄付金の管理

※ クレジット付製品・サービス及び寄付型オフセットの場合には不要です。

＜例 A社のカーボン・オフセットの取組管理体制＞

役割	所属	責任者（役職）	担当者
オフセットの取組 統括責任者	環境・CSR部	〇〇 〇〇 （課長）	□□ □□
クレジットの調達・無効化 ※	総務部	△△ △△ （マネージャー）	×× ××

※ クレジットの調達・無効化はオフセット・プロバイダーに委託することもできます。「5.埋め合わせ(2)②」を参照してください。

(5) (4) オフセット主体の明確化

オフセット主体とは、カーボン・オフセットの取組においてカーボン・オフセットを行った（排出量を埋め合わせた）と主張できる者のことです。

例えば、企業等が自らの排出量をオフセットする取組（組織活動オフセット）した場合のオフセット主体はその企業ですが、クレジット付製品においては、その商品やサービスを購入した消費者・利用者がオフセット主体となります。これはクレジット付製品を購入した消費者・利用者の生活で排出される温室効果ガスをオフセットするもの（手法）だからです。製品・サービスオフセットの取組では、製品を製造／販売する者やサービスを提供する者等が自らオフセット主体となる場合と、製品・サービスの利用者をオフセット主体として設定する場合もあります。

なお、オフセット主体は複数設定することができますが、その場合、カーボン・オフセットの取組に用いた全体のクレジット量のうち、それぞれの主体が埋め合わせたといえる分量を明確にし、無効化したクレジットが二重に使用（ダブルカウント）されないようにする必要があります。

~~一般に、オフセット主体はカーボン・オフセットの取組を行う者が任意に設定することができますが、混乱を防止するため、クレジット付製品の場合を除き、申請者とオフセット主体を同一とすることを推奨します。また、寄付型については、オフセット主体の設定は行いません。~~

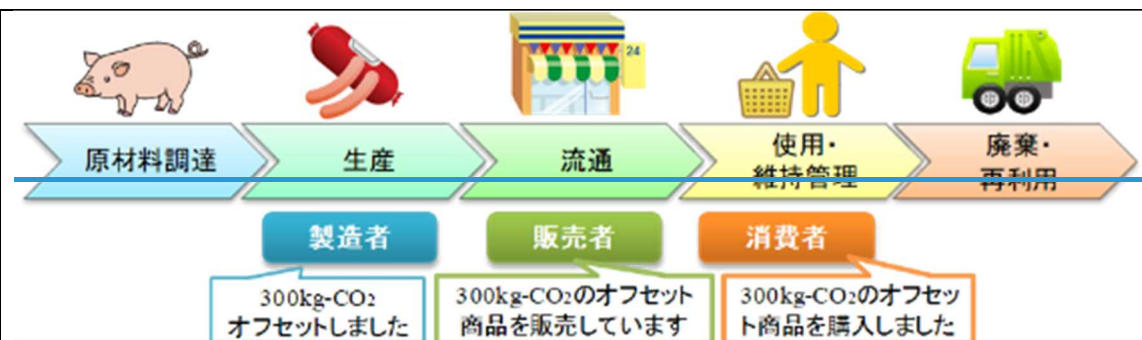
<例 オフセット主体の設定>

オフセットの取組			オフセット主体
(1) オフセット製品・サービス	××機器のカーボン・オフセット	製造に伴う排出量が対象	××機器製造業者
<u>(1) オフセット製品・サービス</u>	<u>××サービスのカーボン・オフセット</u>	<u>使用に伴う排出量が対象</u>	<u>××サービス購入・使用者</u>
(2) 会議・イベントのオフセット	××コンサートのカーボン・オフセット	会場の電力使用に伴う排出量が対象	××コンサート主催者
(4) クレジット付製品・サービス	××サービス利用者の日常生活のカーボン・オフセット	サービス利用者の日常生活1日分の排出量をオフセット	××サービス利用者

(参考) オフセット主体の設定の必要性

<例1 オフセット製品・サービスオフセット：オフセット主体＝製造者>
原材料調達から廃棄までの排出量 3010kg-CO₂の商品をオフセットした場合





オフセットを行ったと言える者（オフセット主体）を誰か特定しなければ、同一のクレジットで複数の主体がオフセットを行ったと言えることになります。例えば、例 1 において、製造者、販売者、消費購入・利用者のそれぞれが単純に「3010kg-CO₂ をのカーボン」オフセットした（3010kg-CO₂ の温室効果ガス排出削減・吸収除去活動に貢献した）」と主張すると、社会全体で 9030kg-CO₂ がオフセットされたかのように見えてしまいます。この状態のことを、ダブルカウント（この場合はトリプルカウント）といいます。

こうしたダブルカウントを避けるためには、オフセットを行ったと言える者（オフセット主体）は誰かを明確にするとともに、オフセット主体以外の者がオフセットを行ったと言えないようにすることが大切です。

製造者：

○「私たち（製造者）は、カーボン・オフセット製品を製造しています。」

○「私たち（製造者）は、1 商品当たり 3010kg-CO₂ のカーボン・オフセットをしています。」

販売者：

○「私たち（販売者）は、カーボン・オフセットされた商品を販売しています。」

×「私たち（販売者）は、1 商品当たり 3010kg-CO₂ のカーボン・オフセットをしています。」

消費購入・利用者：

○「私（消費利用者）は、カーボン・オフセットされた商品を購入しました。」

×「私（消費利用者）は、商品を買って 3010kg-CO₂ のカーボン・オフセットをしています。」

<例 2 製品・サービスオフセット：オフセット主体＝利用者>

製品の使用段階の排出量 200kg1.5t-CO₂ の商品をオフセットした場合



例 1 ではオフセット主体に製品の製造者を設定していますが、製品・サービスオフセット

の取組では、製品・サービス等の利用者をオフセット主体に設定することも可能です。

製造者：

○「私たち（製造者）は、カーボン・オフセット製品を製造しています。」

×「私たち（製造者）は、1 商品当たり 200kg1.5t-CO₂ のカーボン・オフセットをしています。」

販売者：

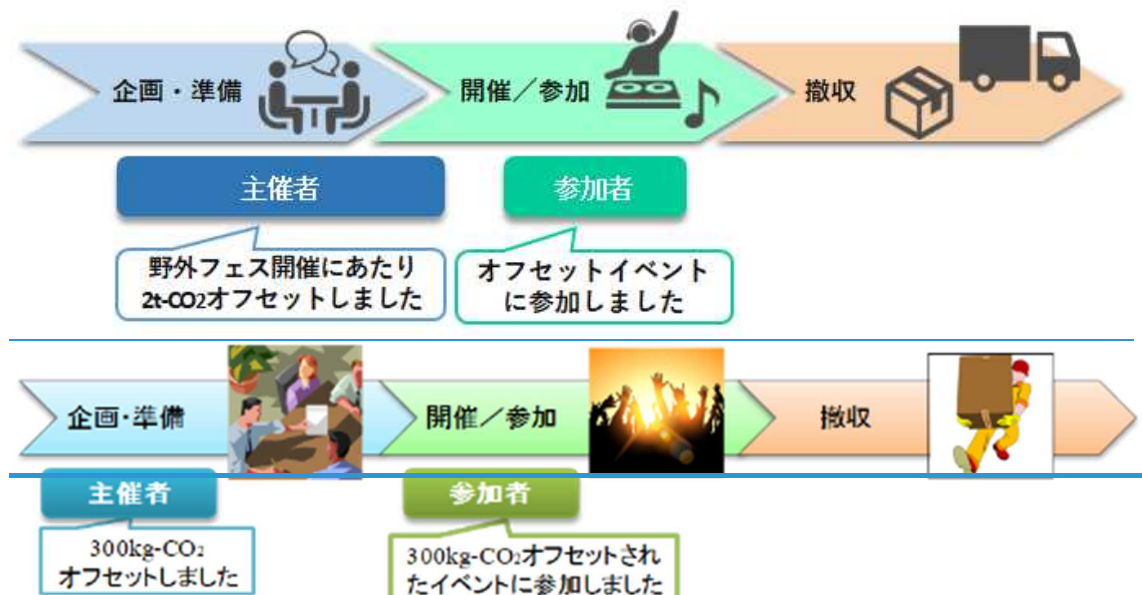
○「私たち（販売者）は、カーボン・オフセットされた商品を販売しています。」

×「私たち（販売者）は、1 商品当たり 500kg1.5-CO₂ のカーボン・オフセットをしています。」

購入・利用者：

○「私たち（利用者）は、商品を買って 500kg1.5t-CO₂ のカーボン・オフセットをしています。」

＜例 32 会議・イベントのオフセット：オフセット主体＝イベント主催者＞
イベントに係る排出量 300kg2t-CO₂ をオフセットした場合



主催者：

○「私たち（イベント主催者）は、カーボン・オフセットイベントを実施しています。」

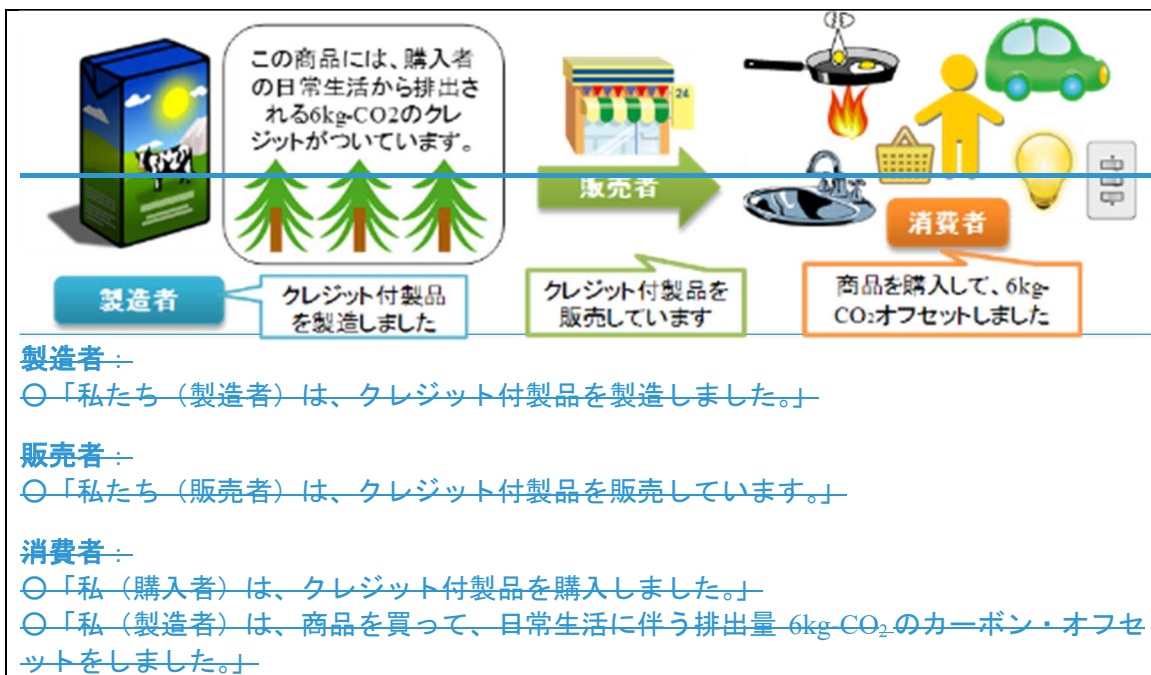
○「このイベントでは 300kg2t-CO₂ のカーボン・オフセットをしています。」

参加者：

○「私たち（参加者）は、カーボン・オフセットされたイベントに参加しました。」

×「私たち（参加者）は、イベントに参加して 300kg2t-CO₂ のカーボン・オフセットをしました。」

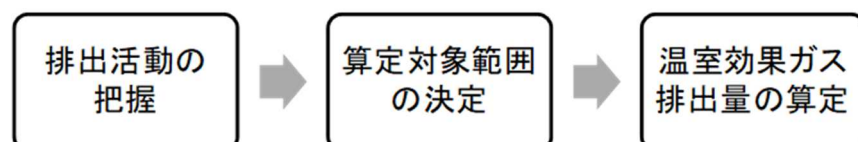
＜例 3 クレジット付製品・サービス：オフセット主体＝消費者＞
↑製品につき、購入者個人の日常生活に伴う排出量の 6kg CO₂ をオフセットした場合



3. 排出量の把握（知って）

オフセット（埋め合わせ）の対象となる温室効果ガス排出量を把握するには、まず自らの活動における排出活動を把握し、そこから実際に算定を行う対象範囲を決め、温室効果ガス排出量の算定を行っていきます。⁷

~~なお、寄付型オフセットの場合、カーボン・オフセットの対象となる温室効果ガス排出活動の特定は行いません。~~



(1) 温室効果ガス排出活動の把握

オフセット（埋め合わせ）の対象となる温室効果ガスを排出する活動をまずは把握する必要があります。

例えば製品やサービスであればそのライフサイクルを考慮し、また企業活動であればサプ
ライチェーンやバリューチェーンを考慮して、いつ、どこで、どのような排出活動が行われ
ているかを考え、温室効果ガスの排出活動を具体的に把握してください。

電気やガス等のエネルギーの直接利用以外にも、水の使用や廃棄物の排出・処理、ドライ
アイスの利用、セメントの使用、堆肥の使用など様々な活動において直接的・間接的に温室
効果ガスを排出しています。企業や業種によって特有の排出活動もあるため、できるだけ漏
れなく把握することが重要です。

~~なお、クレジット付製品の場合は、製品等を購入する消費者等の日常生活が温室効果ガス
を排出する活動となります。~~

⁷ 「別添 1 温室効果ガス排出量の算定方法」及び「別添 2 温室効果ガス排出量算定の際の有効数字の考え方」も参考にしてください。

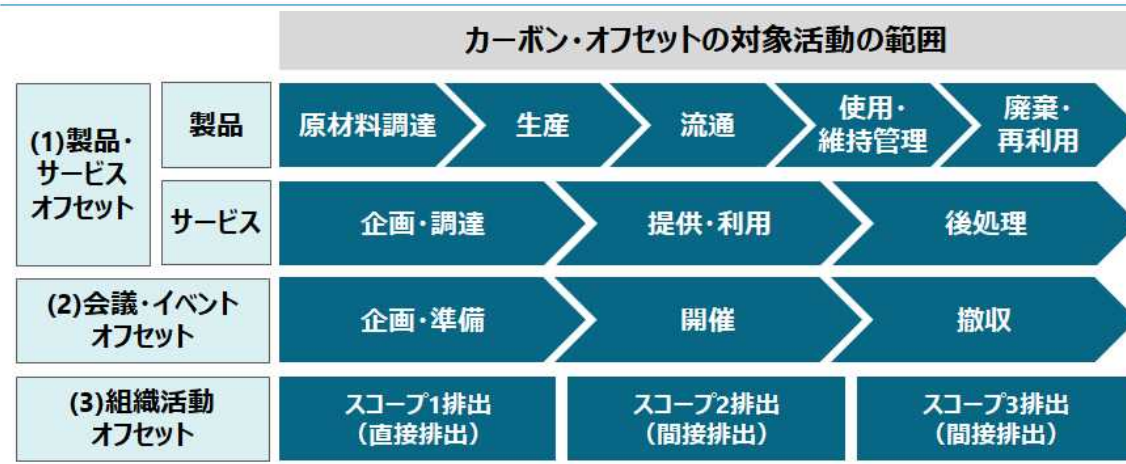
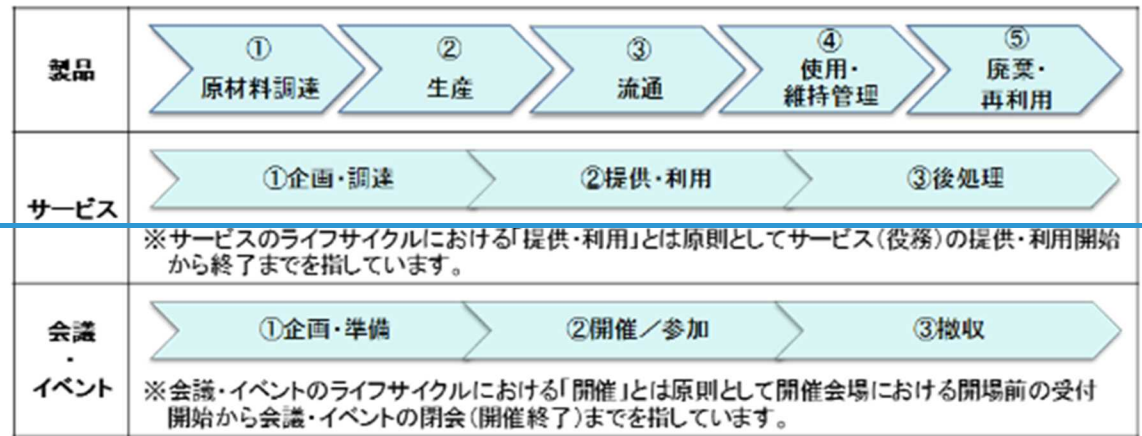


図4 オフセットの対象となる活動の範囲ライフサイクルの例※

※ここで示すライフサイクルのイメージ図は、「カーボン・オフセット宣言」において使われる概念であり、他の制度等における定義・考え方と異なる場合があります。

(3) (2) 算定対象範囲の決定

カーボン・オフセットの対象とする排出活動の範囲はなるべく広くとり、網羅的に温室効果ガス排出量の算定を行います。具体的に、製品やサービスであればそのライフサイクルを、企業活動であればサプライチェーンやバリューチェーンを考慮して自らの責任範囲について検討し、算定する範囲を決めましょう。また、例えば排出量の多い排出源を算定対象範囲に含む、排出量の少ないと判断される排出源だけを算定対象範囲から除外する等、算定対象範囲を設定した際の理由を整理しましょう。算定対象範囲の決定方法は合理的な理由に基づいており、恣意的に算定対象範囲を設定していないことを明確にすることが重要です。また、カーボンニュートラルを主張する取組については、ライフサイクルやバリューチェーンの考え方に基づき、取組の対象において重要なすべての活動を考慮して算定対象範囲を設定することが必要です。

① オフセット製品・サービスオフセット、会議・イベントのオフセット

個別の製品、サービス、会議・イベント等を算定対象とする場合には、そのライフサイク

ルを考慮し、なるべく広く算定対象範囲を設定しましょう。カーボン・オフセット宣言において算定対象範囲に含まなければならない温室効果ガス排出活動は、以下のとおりです。

対象取組	算定対象範囲に含めなければならない温室効果ガス排出活動
製品に係るカーボン・オフセットの取組	●—製品本体を構成する原材料の製造・輸送に係るエネルギーの使用 ●—製品本体の製造に係るエネルギーの使用 - 々—当該製品の使用・維持管理段階においてエネルギーを使用する製品については、当該エネルギー使用を算定対象範囲に含めることを推奨する
サービスに係るカーボン・オフセットの取組	●—サービスの提供・利用に係るエネルギーの使用
会議やコンサート、スポーツ大会等に係るカーボン・オフセットの取組	●—開催会場で使用するエネルギーの使用 ●—開催主体・開催事務局の移動に係るエネルギーの使用 ※—開催主体とは、会議・イベントの開催を行う主催者や共同主催者のことをいう ※—開催事務局とは、開催主体からの委託を受け、当該会議・イベントを開催する、イベント事務局や実行委員会等のことをいう ●—特定参加者の移動に係るエネルギーの使用 ※—特定参加者とは、特定可能であり、且つ当該参加者がいなければ会議・イベントが成立しない参加者のことをいう

② 自己組織活動オフセット

個別の製品、サービス、会議・イベント等ではなく、自社の組織活動を算定対象とする場合には、以下の流れで算定対象範囲を設定します。

（組織境界の設定）

組織境界とは、組織が所有又は支配する事業活動の範囲を定める境界のことです。組織境界は法人単位で設定します。ただし、以下のガイドラインを参照し、組織の一部（工場や事業所単位）を設定することも可能です。

- ・ 「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル⁸」（環境省・経済産業省）における特定事業者の定義に従う。
- ・ 「サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン⁹」（環境省）における組織範囲の定義に従う。
- ・ 「先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業」における「実

⁸ 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル（<https://ghg-santeikohyo.env.go.jp/manual>）

⁹ サプライチェーンを通じた温室効果ガス排出量算定に関する基本ガイドライン（https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/files/tools/GuideLine_ver2.3.pdf）

施ルール」、「ASSET モニタリング報告ガイドライン¹⁰」（環境省）における工場・事業所の定義に従う。

（活動の境界の設定及び算定対象範囲の決定）

対象とする組織（組織境界内）における排出活動を把握し排出源を特定しなければなりません（活動の境界の設定）。

直接排出量（Scope1 排出量）¹¹及びエネルギー起源間接排出量（Scope2 排出量）¹²に係る排出源については必ず算定対象範囲に含めなくてはなりません（ただし少量排出源は認証基準の定めに応じて除外することができます）。その他の間接排出量（Scope3 排出量）¹³については、[サプライチェーン](#)やバリューチェーンの中で自らの責任範囲を考慮し、合理的な算定方法を設定できない等算定が困難な場合をのぞき、算定対象範囲に含めることが望ましいとされています。

¹⁰ 先進対策の効率的実施による CO2 排出量大幅削減事業設備補助事業 実施ルール
(<https://www.asset.go.jp/rule>)

¹¹ 直接排出量（Scope1 排出量）：組織境界における温室効果ガスの排出源からの直接的な大気中への温室効果ガスの排出量

¹² エネルギー起源間接排出量（Scope2 排出量）：他者から供給を受けた電気、熱の利用により発生した電気、熱の生成段階での温室効果ガスの排出量。

¹³ その他の間接排出量（Scope3 排出量）：直接排出量、エネルギー起源間接排出量以外の事業者のサプライチェーンにおける事業活動に関する間接的な温室効果ガス排出量。

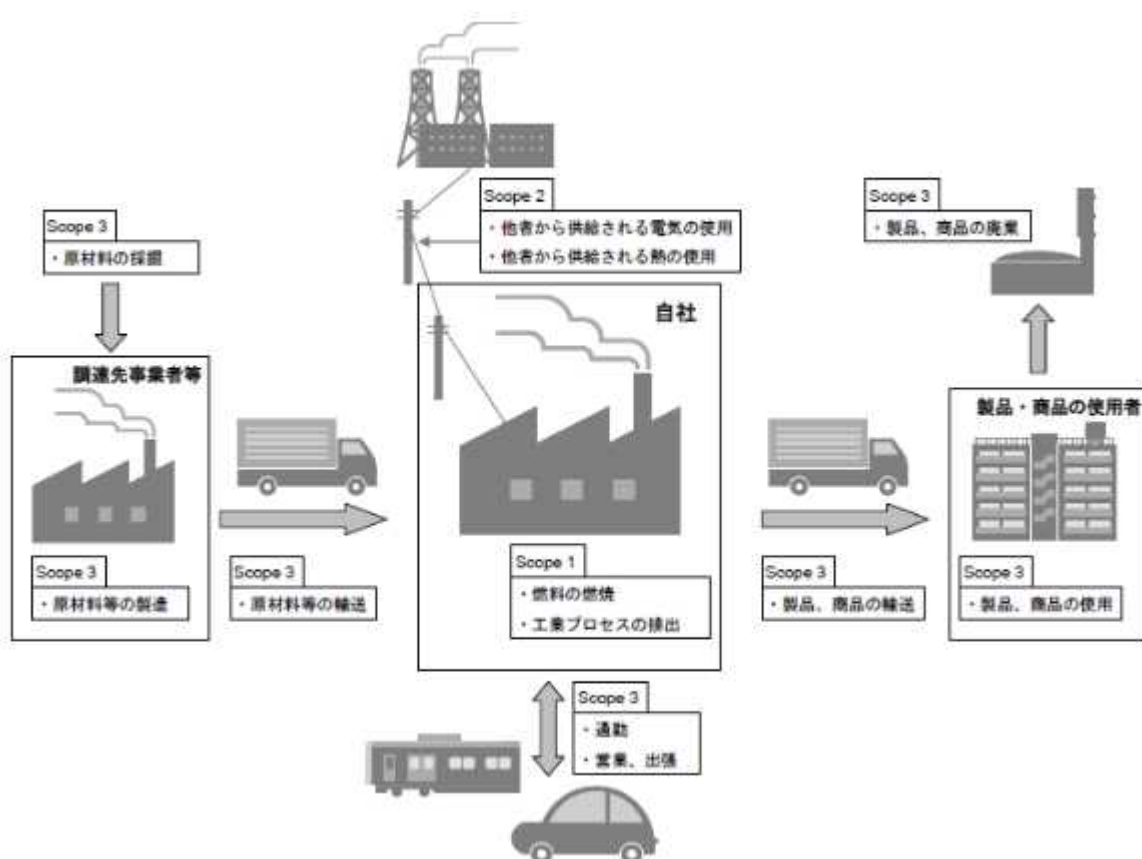


図1 サプライバリューチェーン排出量における Scope1、Scope2 及び Scope3 の概念図

表4 Scope3 における算定対象となる活動の種類

区分	カテゴリ	算定対象
上流	1 購入した製品・サービス	原材料・部品、仕入商品・販売に係る資材等が製造されるまでの活動に伴う排出
	2 資本財	自社の資本財の建設・製造から発生する排出
	3 Scope1、2に含まれない燃料及びエネルギー関連活動	他者から調達している燃料の調達、電気や熱等の発電等に必要燃料の調達に伴う排出
	4 輸送、配送（上流）	原材料・部品、仕入商品・販売に係る資材等が自社に届くための物流に伴う排出
	5 事業から出る廃棄物	自社で発生した廃棄物の輸送、処理に伴う排出
	6 出張	従業員の出張に伴う排出
	7 雇用者の通勤	従業員が事業所に通勤する際の移動に伴う排出
	8 リース資産（上流）	自社が賃貸しているリース資産の操業に伴う排出（Scope1、2で算定する場合を除く）
下流	9 輸送、配送（下流）	製品の輸送、保管、荷役、小売に伴う排出

10	販売した製品の加工	事業者による中間製品の加工に伴う排出
11	販売した製品の使用	使用者（消費者・事業者による製品の使用に伴う排出
12	販売した製品の廃棄	使用者（消費者・事業者）による製品の廃棄時の輸送、処理に伴う排出
13	リース資産（下流）	賃貸しているリース資産の運用に伴う排出
14	フランチャイズ	フランチャイズ加盟者における排出
15	投資	投資の運用に関連する排出
	その他	従業員や消費者の日常生活に関する排出等

④ ~~クレジット付製品・サービス~~

~~クレジット付製品・サービスでは、オフセット（埋め合わせ）の対象を、製品・サービスを購入・利用する消費者の日常生活から排出される温室効果ガス排出量として設定します。消費者の日常生活から排出される温室効果ガス排出量については、温室効果ガスインベントリオフィス¹⁴より公表されている「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」や、全国地球温暖化防止活動推進センター¹⁵が「日本国温室効果ガスインベントリ報告書」を元に提供している「家庭からの二酸化炭素排出量」をもとに決定することが一般的に行われています。また、「カーボン・オフセット宣言」では、1製品・サービスあたりに付加するクレジット量を1kg-CO₂以上とすることを定めています。~~

~~(6) (3) 温室効果ガス排出量の算定~~

① 算定式

温室効果ガスは目に見えないだけでなく、例えば電力使用時に実際にCO₂を排出している場所は火力発電所であるなど、自らが排出したCO₂の量を直接測定することはできません。そのため、使用した電力量や、電車で移動した距離、排出したごみの量など（活動量）に、それぞれ排出係数と呼ばれる、単位量当たりの温室効果ガス排出量を掛け算して、算定します。~~また、例えばメタン等のCO₂以外の温室効果ガスについては、地球温暖化係数を掛け算することでCO₂の量に換算します。具体的な地球温暖化係数としては「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」に掲載されている値を用いることができます。~~

CO₂排出量の算定は以下の式で表します。

$$\text{温室効果ガスCO}_2\text{排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

~~また、例えばメタン等のCO₂以外の温室効果ガスについては、地球温暖化係数を掛け算す~~

¹⁴~~温室効果ガスインベントリオフィス（<http://www.gio.nies.go.jp/index-j.html>）~~

¹⁵~~全国地球温暖化防止活動推進センター（<http://www.jccca.org/>）~~

ることで CO₂ の量に換算します。具体的な地球温暖化係数としては「算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧」に掲載されている値を用いることができます。

CO₂ 以外の温室効果ガス排出量の算定は以下の式で表します。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{活動量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数}$$

② 活動量と排出係数

排出係数はそれぞれの活動量に対応した排出係数を選ぶ必要があります。例えば電力の使用による温室効果ガス排出量を求める場合には、電力使用量（kWh）と電力の排出係数（t-CO₂/kWh）を用いて計算します。

また、活動量と排出係数の値については、実際に行われた活動そのものから得る個別の値（実測値）と、公的機関や各業界団体などにより一般に公開されている標準的な値（文献値）の2種類があります。

表 5 活動量及び排出係数の分類

	活動量	排出係数
実測値	● 一定の精度が確保された計測機器（検定を受けている電力メーター、燃料計等）による実測値 ● 電力やガス等の購買伝票に記載された電力購入量（消費量）、ガス購入量（消費量）	● 一定の精度が確保されている計量器による実測値
文献値	● 公的機関や各業界団体などが公表している標準的な活動量の値又はその値を用いた推計値 （例）定格電力や標準稼働時間（メーカー仕様）より、電力消費量を推計	● 公的機関や各業界団体などが公表している排出係数、排出原単位 （例）算定・報告・公表制度における排出原単位等の値

温室効果ガス排出量の算定にはできるだけ精度の高い実測値を使用することが望ましいですが、活動量や排出係数は、その活動や算定のタイミングによって入手できる情報が限られることがあり、一般に公開されている文献値や、文献値から推計した値を使用することも可能です。

また、特にライフサイクルにおける原材料調達やサプライバリューチェーンにおける Scope3 などの間接的な排出量の算定を行う場合には、製品一つ当たりや、材料の単位重量当

たりの排出量を示す排出原単位を用いて算定を行うこともあります。

また、例えばイベント開催の参加者の移動にかかる排出量の算定等において、路線検索サービス等が提供する CO2 排出データを直接利用することも可能です。その場合は、使用されているデータや算定方法を確認した上で必要な情報提供を行ってください。

カーボン・オフセットに取り組む目的に照らして、無理のない範囲で情報を集めて算定を行いましょう。

<例 プラスチック製品の排出量の算定>

排出量 = プラスチック原材料使用量 (t) × プラスチック原材料の排出原単位
(10,000 t) (1.95t-CO₂/t)

↑
実際の使用量や購入量

↑
「サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース（物量ベースの排出原単位）」より

表 6 参考：標準排出原単位値データベース一覧

データベース名	発行・販売元
算定・報告・公表制度における算定方法・排出係数一覧	環境省・経済産業省
サプライチェーンを通じた組織の温室効果ガス排出等の算定のための排出原単位データベース	環境省・経済産業省
日本国温室効果ガスインベントリ報告書における排出係数	(独) 国立環境研究所
グローバルサプライチェーンを考慮した環境負荷原単位	(独) 国立環境研究所
産業連関表による環境負荷原単位データブック (3EID)	(独) 国立環境研究所
LCI データベース IDEAv2 (サプライチェーン温室効果ガス排出量算定用) ※製品・サービスの排出量算定は対象外	(一社) サステナブル経営推進機構
LCI データベース IDEAv3 [有償]	(一社) サステナブル経営推進機構
MiLCA [有償] ※IDEA を標準搭載した LCA 支援ソフトウェア	(一社) サステナブル経営推進機構
JLCA データベース [有償]	LCA 日本フォーラム
物流から生じる CO2 排出量のディスクロージャーに関する手引きに記載の排出原単位	国土交通政策研究所
紙・板紙のライフサイクルにおける CO2 排出量	日本製紙連合会・LCA 小委会

③ 算定に際しての重要事項及び留意事項

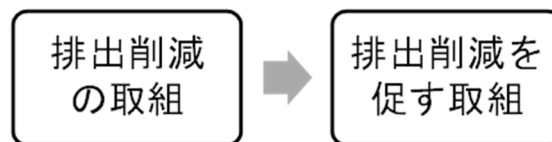
算定に際しての重要事項及び留意事項については、以下の表を御^ご確認ください。

表 7 算定に際しての重要事項及び留意事項

	重要事項	留意事項
算定に 用いる データ	・ 文献値又は実測値を使用する（これらの値を用いて按分により算定された値や合理的に見積もられた値（推計値）も使用可）。 ・ 活動量・排出係数は、データの引用元（根拠）を明示する。 ・ 金額ベースの排出係数は実態とのかい離が大きいと考えられるため、金額ベースの排出係数以外を用いることが困難な理由を明示した場合に限り使用する。 ・ 算定結果を導くために使用した全てのデータを文書等で記録する。	・ 最新の値を使用する。 ・ データの引用元（公表者、公表年度等）に一貫性のある値を使用する。（一貫性のある値を使用できない場合は、合理的な説明を付す。） ・ 推計値を用いた場合には、当該数値を適用した理由を明確にしておく。
算定方法	・ 算定に用いるデータ、算定方法に基づいて、排出量の算定結果が過小とならないよう保守的に算定する	—

5.4. 排出削減の取組（減らして）

カーボン・オフセットは、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるものではありません。排出削減の取組はカーボン・オフセットを行う上で必ず行わなくてはならない重要なステップです。



(1) カーボン・オフセットの対象内外に係る排出削減の取組

まずは、カーボン・オフセットの対象となる温室効果ガス排出量の削減を行わなくてはなりません。なお、製品に係るカーボン・オフセットの取組の場合（~~クレジット付き製品、寄付型オフセットを含む~~）には、既にある一定の排出削減の取組省エネ性能基準が当該製品に対して義務付けられている場合があります（「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に基づく「トップランナー基準」における一定の省エネ性能の達成が義務付けられている機器など）。その際には、該当する基準や、法令を遵守していること等はカーボン・オフセットの取組を行う上での前提として、排出削減の取組を実施することが必要です。~~なります。~~

また同時に、カーボン・オフセットの対象とする排出活動以外においても、自らが行うことのできる排出削減の取組を積極的に行いましょう。

カーボン・オフセットの対象によって排出削減の取組は多岐に渡り、また何を対象内／対象外と捉えるかも違うため、下記の排出削減取組の例を参考に自らの取組に合った排出削減を行ってください。

<例 様々な排出削減取組>

- A社の全体の温室効果ガス排出量の削減目標となる基準の設定
- A社オフィスでのコピー用紙等のリサイクルの実施、リサイクル用品の使用
- A社オフィスの空調設定の見直しや休憩時間のオフィス消灯、従業員に対する公共交通機関の利用推進活動
- A社オフィスやA社が運営する工場における再生可能エネルギー由来電力の調達
- A社が運営する工場、荷主となる物流等、A社の責任範囲の活動における環境負荷の低減
- 製品Bの原材料調達により排出される温室効果ガスの排出量や、廃棄・リサイクルにより排出される温室効果ガスの排出量の削減エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づくトップランナー基準において、一定の省エネ性能の達成

- ISO14001 の取得等、A 社における環境マネジメントシステム、削減計画の確立や実施¹⁶

¹⁶ 環境マネジメントシステム等に関する認証等には、以下のようなものがあります。
ISO14001／エコアクション 21／エコステージ／KES(環境マネジメントシステム・スタンダード)及び KES
と相互認証を交わしている地域版環境マネジメントシステム・スタンダード／グリーン経営認証／グリーン
購入

(2)(1) 排出削減を促す取組

上述(1)の削減取組を行うことがまずは第一ですが、以下の場合においては、自らの削減取組の他に、排出削減を実際に行うことができる者に対して排出削減を促す取組を行いたう。

例えば、消費者による製品の使用に係るエネルギーやイベント参加者の移動に係るエネルギーの削減など、カーボン・オフセットの対象内における排出削減の取組を自らが行うことが困難な場合、当該排出削減の取組を行うことのできる者に対して、排出削減を促す取組を実施しましょう。例えば、製品の使用に係るエネルギーの効率的な使い方を広報することや、イベントの参加者に公共交通機関の利用を促すなどが挙げられます。

⑥ オフセット製品・サービス、会議・イベントのオフセット

—消費者による製品の使用に係るエネルギーやイベント参加者の移動に係るエネルギーの削減など、カーボン・オフセットの対象内における排出削減の取組を自らが行うことが困難な場合、当該排出削減の取組を行うことのできる者に対して、排出削減を促す取組を実施しましょう。例えば、製品の使用に係るエネルギーの効率的な使い方を広報することや、イベントの参加者に公共交通機関の利用を促すなどが挙げられます。

⑧ クレジット付製品・サービス及び寄付型オフセット

—クレジット付製品・サービス及び寄付型オフセットは、消費者の温室効果ガス排出量のオフセットを支援したり、カーボン・オフセットの取組に消費者等が気軽に参加できる機会を提供する取組であるため、消費者に対し、カーボン・オフセットに際しての排出削減の取組の重要性を伝える啓発を行わなくてはなりません。カーボン・オフセットは自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるものではないというメッセージを含め、消費者や寄付への参加者等に対して、日常生活に伴う温室効果ガスの排出削減を促す取組を実施しましょう

10.5. 埋め合わせ（オフセット）

クレジットを無効化しなければ、カーボン・オフセットは完了しません。算定排出量に合わせてオフセット量を決定し、クレジットを無効化しましょう。



(1) オフセット量の決定 ~~オフセット製品・サービス、会議・イベントのオフセット、自己活動オフセット及びクレジット付製品・サービス~~

「2. 排出量の把握」で算定した排出量をオフセットの対象となる排出量（オフセット量）として無効化します。~~その際、「カーボン・オフセット宣言」では、算定した排出量は全てオフセットすることとされています。また、クレジット付製品・サービスにおいては、1販売単位当たり1kg-CO₂以上をオフセットしなくてはなりません。~~

＜例 算定した排出量が 20 t-CO₂ の場合＞

- オフセット量 15t-CO₂（オフセット比率 75%）
- オフセット量 20t-CO₂（オフセット比率 100%）
- オフセット量 25t-CO₂（オフセット比率 125%）※

※算定した排出量以上の排出量をオフセットすること（カーボン・マイナス）も可能です。

~~＜例 クレジット付ボールペンを販売＞~~

~~ボールペン1本につき、購入者の1日当たりの排出量約6kg-CO₂を売上本数分オフセット
ボールペン1本につき、購入者の15日間のテレビ視聴に伴う排出量2.6kg-CO₂を売上本数分オフセット~~

~~—— 寄付型オフセット~~

~~—— 寄付型オフセットの場合、寄付金額やキャンペーンのアクセス数などからオフセット量を決定します。~~

~~＜例 商品1個につき1円分をクレジット購入費用に充当する場合＞~~

~~商品の販売数×1円＝クレジット購入費用※~~

~~—— ※全額クレジット購入代に充当しなくてはなりません。~~

~~＜例 キャンペーン1アクセスにつき1kg-CO₂をオフセットする場合＞~~

~~—— アクセス数×1kg＝オフセット量~~

(2) クレジットの調達と無効化

① クレジットの種類と無効化の証明

クレジットには様々な種類がありますが、「1.準備」で検討した目的に合わせてどのクレジットを利用するか決定しましょう。なお、ダブルカウントの防止のためにも無効化が完了したことを証明する書類を確認することはとても重要です。

~~「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジット及び無効化の証明書は以下のとおりです。~~

表 8—「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットと無効化の証明書

クレジットの名称	証明書
J-クレジット※ ¹	無効化通知書
地域版 J-クレジット※ ²	

~~※1 国内クレジット制度及び J-VER 制度から J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、国内クレジット制度及び J-VER 制度で発行済みのクレジットを含みません。~~

~~※2 都道府県 J-VER 制度から地域版 J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、都道府県 J-VER 制度で発行済みのクレジットを含みます。~~

② クレジットの調達・無効化の流れ

調達・無効化には自ら各種制度における登録簿内に口座を開設し、購入したクレジットを登録簿上で自らが無効化口座に移転する方法と、申請者自身は登録簿に口座を開設せず、オフセット・プロバイダー等の仲介業者やクレジットを保有する事業者との契約によりクレジットの調達及び無効化までを委託する方法の 2 通りがあります。

➤ 自社でクレジット調達から無効化まで行う場合

自社でクレジットの調達から無効化まで行う場合、クレジットの発行責任主体が構築している管理システム上にクレジット口座を開設します。例えば J-クレジットであれば環境省が管理する「J-クレジット登録簿システム」の中に口座を作ります。そして、クレジットを購入する際には、クレジットの所有者の口座から自社の口座へクレジットの移転を行い、クレジットを保有します。

カーボン・オフセットを実施したと言うには、クレジットを無効化しなければなりません。言い換えれば、自社口座に移転し保有しているだけでは未だオフセットを実施したとは言えないため、自社口座で保有するクレジットを、無効化口座へ移転しなければ、無効化完了、カーボン・オフセットの実施とはならないのです。無効化口座についても、同じ管理システムの中に無効化口座があり、クレジットを移転することで無効化が完了します。

➤ クレジットの調達及び無効化を外部委託する場合

一方、自らがクレジット口座を持たない場合、クレジットの調達から無効化までを一貫して外部委託して行うこともできます。オフセットに必要なクレジットの量を決めたら、プロバイダーを通じてクレジットの調達と無効化を行う方法です。この場合、自社で口座の開設を行う必要はなく、プロバイダーにクレジットの調達費用と手数料等を支払い、必要なクレジットの調達から無効化までを代わりに手続をしてもらうことができます。この他に、クレジットを創出したプロジェクト事業者がプロバイダーと同じような手続きを代行できる場合もありますので、自らの状況に合わせてプロバイダーやクレジット創出事業者に問い合わせてください。

外部委託を行う際には、自らが購入したクレジットが確実に無効化されていることを、無効化証明書入手するなどにより確認することが重要です。またその際には他社の取組の為に無効化されたクレジットが自社の購入分と確実に分けて管理されているかどうかを併せて確認しておくことも重要です。クレジットには 1t-CO₂ ごとにシリアルナンバーが付与され管理されています。一度無効化したクレジットを数社に同じように販売することは詐欺行為にあたり、また同一のシリアルナンバーを持つクレジットを二度も三度も無効化することはできません。クレジットの購入元がクレジットをシリアルナンバー毎に確実に管理しているかどうかを必ず確認しましょう。

11.6. 情報提供

カーボン・オフセットの取組の透明性・信頼性を高めるため、できる限り多くの情報を広く一般に公開しましょう。



(1) 情報提供の重要性の確認

カーボン・オフセットの取組に係る信頼性の構築のためには、消費者等への適切な情報提供が行われることが不可欠です。カーボン・オフセットの取組の実施者から積極的に必要情報を開示し、消費者等ができるだけその情報に触れるチャンスを増やすことで、そのひとつの取組のみならず、カーボン・オフセット全体の認知と信頼性が高まります。事前広告やウェブサイト等活用できる情報提供手段を用い、できる限りわかりやすい形で情報提供を行いましょう。

環境省では、事業者及び消費者双方にとって有益な環境情報の提供の促進に向けて、事業者等が取り組むべき内容を取りまとめた環境表示ガイドライン¹⁷を策定しています。カーボン・オフセットの取組に関する情報提供を行う際にはこちらのガイドラインも併せて参照してください。

(2) 情報提供

① 情報提供項目

消費者等にカーボン・オフセットの取組をより理解してもらうために、[地球温暖化気候変動](#)対策の喫緊性や、[地球温暖化気候変動](#)問題の解決のためには現在から将来にわたり温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があること、そのためには主体的な排出削減努力の継続が必要であること等、[地球温暖化気候変動](#)についての基本的な情報提供を行うことはとても大切です。また、大前提となるカーボン・オフセットの仕組みについて説明を行うことも、消費者の理解促進に大いに役立つでしょう。

なお、カーボン・オフセットの取組に際し、関連法令等を鑑みて、必ず情報提供すべき項目は以下のとおりです。

¹⁷ 環境表示ガイドライン（平成 25 年 3 月版）

(<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/guideline.pdf>)

表 8 情報提供項目一覧

全般	カーボン・オフセットの対象活動の内容
	オフセット主体 ^{※1}
排出量の認識	カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲・期間
	対象活動内の温室効果ガス排出源
	算定対象範囲
	算定方法（算定式及び算定方法の根拠とした文書）
	算定排出量
排出削減	温室効果ガス排出削減の取組内容
	温室効果ガス排出削減を促す取組
埋め合わせ	オフセット量又は算定排出量に対するオフセット比率
	クレジットを認証した認証制度名とクレジットの種類
	クレジットのプロジェクト名 （プロジェクト実施国・実施地域等の属地的情報を含む）
	クレジットのプロジェクトタイプ （ 風力太陽光 発電、木質バイオマス燃料転換、森林管理等）
	クレジットの発行年と排出削減・除去が行われた年 ^{※3}
	クレジットの無効化（予定）日・無効化方法
その他必要事項 ^{※2}	商品・サービス、又は会議・イベントのチケット等の販売価格
	消費者の価格負担（料金への上乗せ）の有無 ^{※43}
	その他支払いに関する事項（申込みの有効期限、不良品のキャンセル対応、販売数量、引渡し時期、送料、支払い方法、返品期限、返品送料等）
	販売事業者情報（販売事業者名、運営統括責任者名、連絡先（所在地、電話番号、e-mail）、ウェブサイトリンク先）

※1 複数の者がオフセット主体であると主張する場合には、別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張すること（ダブルカウント）を防止するため、オフセットの主体ごとに帰属するオフセット量を明確にしましょう。

※2 カーボン・オフセットの対象となる活動が、景品表示法及び消費者契約法の対象となる場合、表示については景品表示法（販売価格の明確な提示等）が、契約については特定商取引法及び消費者契約法が適用される可能性があるため、適切に表示される必要があります。販売事業者情報については、インターネット等の通信販売を行う場合には必ず明記しましょう。

※3 [カーボン・オフセットに使用するカーボン・クレジットについて、クレジットの使用ルールを定める国際的な基準や制度等では、当該クレジットの排出削減・除去が行われた年（「ビンテージ」と呼ばれます）について一定の要件を定めている場合があります。そのような基準や制度に従って取組を行う場合は、クレジットのビンテージに留意してクレジットの購入や使用をする必要があります。](#)

※43 製品・サービス、イベントのチケット等の価格とは別途、オフセットに係る料金（クレジット購入費用等）を購入者から徴収する場合（例えば通常価格に上乗せする場合や寄付を募る場合等）は、販売価格とオフセットに係る料金について、消費者に明確に内容が伝わるように注意が必要です。

② その他の留意点

以下の点に留意して、消費者等に誤解を与えることのないように情報提供を行いましょう。

- 対象とする活動に伴う排出量の算定結果について、検証機関によって検証を受けている場合は、信頼性向上の観点から表示することが推奨されます。
- 算定式を記載するに当たっては、消費者等に分かりやすく情報が伝えられるような表示、記載をすることが重要です。分かりにくい専門用語を詳細にわたり記載することは、説明として不十分になるため、適切な情報量と質を考慮し表示する必要があります。
- オフセット製品・サービス販売時にまだクレジットを調達していない場合や、販売者側が一定の資金が集まり次第クレジットを調達する寄付型の取組の場合等においては、いつクレジットを調達し、どのような手段（DM、メール、インターネット、年次報告書等）で購入者に通知するか、広告の時点で明示する必要があります。
- 曖昧で内容の特定されない主張又は漠然と環境に有益とほのめかす主張、例えば、「エコ」、「環境に安全」、「地球に優しい」、「グリーン」、「自然に優しい」、「持続可能である」などの文言を単独で用いることにより、消費者に誤解を与える表現をしてはいけません。
- クレジットの取得契約を締結している場合は、契約事業者名、カーボン・オフセットプロバイダー名、それらのクレジット管理方法が定期的に監査・審査されているか否かなど調達先の情報についても記載するとよいでしょう。
- [カーボン・ニュートラル](#)やカーボンゼロといった表現については、明確な基準に基づき、第三者による検証を受けた取組のみが使用できます。

(3) [温室効果ガスの報告制度等におけるクレジットの報告](#)

[カーボン・オフセットに取り組む事業者は、カーボン・オフセットに使用するクレジットについて、温室効果ガスの報告制度等において報告できる場合があります。](#)

制度等の名称
①温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度
②省エネ法の定期報告
③国際イニシアティブ等（CDP、RE100、SBT）

① 温対法に基づく温室効果ガス算定・報告・公表制度

我が国では、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度において、温室効果ガスを多量に排出する事業者（特定排出者）が、自らの温室効果ガスの排出量を算定し、国に報告することを義務付けています。

特定排出者に該当する事業者がカーボン・オフセットに取り組む場合、同制度における調整後温室効果ガス排出量の報告にクレジット等を活用できます。使用可能なクレジットには、J-クレジット（オフセット・クレジット（J-VER）及び国内クレジット含む）及びJCMクレジットが挙げられます。

② 省エネ法の定期報告

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（省エネ法）において、一定規模以上の事業者（特定事業者等）が、エネルギーの使用状況等について定期的に報告し、省エネ取組の見直しや計画策定すること等を義務付けています。

特定事業者等に該当する事業者がカーボン・オフセットに取り組む場合、その中に省エネルギー又は非化石エネルギーに関する環境価値がある場合については、省エネ法の定期報告における共同省エネルギー事業の報告又は非化石エネルギーの利用に関する報告にクレジットを活用できます。使用可能なクレジットとして、共同省エネルギー事業の報告には省エネルギー由来のJ-クレジット（オフセット・クレジット（J-VER）及び国内クレジットを含む）が、非化石エネルギーの利用に関する報告には非化石エネルギー由来のJ-クレジットが挙げられます。

③ 国際イニシアティブ等（CDP、SBT、RE100）

企業等の温室効果ガスの排出削減の取組を促進するための国際イニシアティブとしてCDP、SBT、RE100 等があり、国内の企業による取組も行われています。これらの国際イニシアティブでは温室効果ガスの算定・報告の基準である GHG プロトコルに基づくルールを定めており、再生可能エネルギーの調達方法の一つとして再生可能エネルギー証書を使用することができます。再生可能エネルギー由来の J-クレジットは、ベースライン&クレジット方式のクレジット及び再生可能エネルギー証書としての性質を兼ね備えていることから、これらの国際イニシアティブにおいて再生可能エネルギー調達のために使用できます。CDP 及び SBT には再生可能エネルギー電力・熱由来の J-クレジットが、RE100 には再生可能エネルギー電力由来の J-クレジットが使用可能です。なお、その他のベースライン&クレジット方式によるクレジットは、これらの国際イニシアティブでの温室効果ガス排出量の調整等には使用できません。

第三部 カーボン・オフセットの取組を促進するの信頼性及び透明性を確保する宣言及びその他の仕組み

環境省では、カーボン・オフセットの取組の信頼性・透明性の構築のため、「カーボン・オフセット宣言」という仕組みを提供しています。政府・民間により、カーボン・オフセットの取組を促進の信頼性及び透明性を確保するための情報公開や認証の仕組みが提供されています。カーボン・オフセットに取り組む事業者は、オフセット指針及び本ガイドラインに則った取組を行うとともに、取組の信頼性の担保や差別化等を目的として、任意でこれらの仕組みを活用できます。

仕組みの名称
1. カーボン・オフセット宣言
2. デコ活
3. カーボン・オフセット第三者認証プログラム
4. どんぐり制度
5. グリーン購入法の特定調達物品における配慮事項

また、環境省のホームページでは、カーボン・オフセットの指針や本ガイドラインを含むカーボン・オフセットに関する文書や検討会等について掲載していますので、活用ください。

■ [関連ウェブページ：J-クレジット制度及びカーボン・オフセットについて（環境省）](#)
https://www.env.go.jp/earth/ondanka/mechanism/carbon_offset.html

1. カーボン・オフセット宣言

環境省が主体となって、認証機関による確認や認証の付与は行われませんが、カーボン・オフセットの取組に係る適切な情報提供を行うことで、透明性のあるカーボン・オフセットに取り組んでいる旨を主張することができる「カーボン・オフセット宣言」（2015年3月）の仕組みを構築しました。

「カーボン・オフセット宣言」では、関連情報を事務局に提出するとともに、クレジットが確実に無効化され、カーボン・オフセットの取組に使用されていること等について事務局による確認を経て、環境省のホームページ上で当該情報が公表されることになります。なお、宣言を通じてラベル等を用いることができるようになるものではありません。

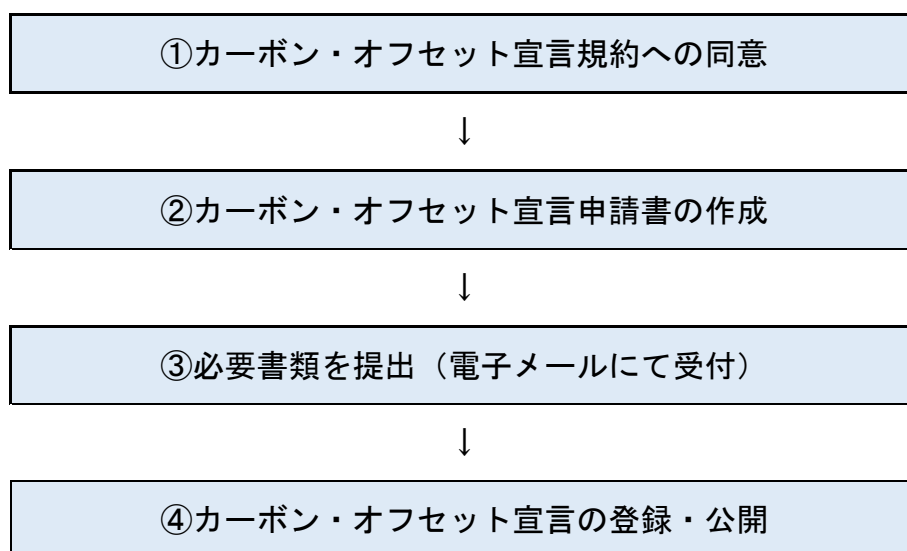


図5 「カーボン・オフセット宣言」の流れ

カーボン・オフセット宣言では、算定対象範囲と埋め合わせに使用するクレジットについて、以下の要件に則ってカーボン・オフセットを実施することが必要です。

（算定対象範囲）

「カーボン・オフセット宣言」では、以下の温室効果ガス排出活動を算定対象範囲に含まなければなりません。その際、算定した排出量は全てオフセットすることが必要です。

対象取組	算定対象範囲に含めなければならない温室効果ガス排出活動
製品に係るカーボン・オフセットの取組	● 製品本体を構成する原材料の製造・輸送に係るエネルギーの使用 ● 製品本体の製造に係るエネルギーの使用 ◇ 当該製品の使用・維持管理段階においてエネルギーを使用する製品については、当該エネルギー使用を算定対象範囲に含めることを推奨する

サービスに係るカーボン・オフセットの取組	● サービスの提供・利用に係るエネルギーの使用
会議やコンサート、スポーツ大会等に係るカーボン・オフセットの取組	● 開催会場で使用するエネルギーの使用 ● 開催主体・開催事務局の移動に係るエネルギーの使用 ※ 開催主体とは、会議・イベントの開催を行う主催者や共同主催者のことをいう ※ 開催事務局とは、開催主体からの委託を受け、当該会議・イベントを開催する、イベント事務局や実行委員会等のことをいう ● 特定参加者の移動に係るエネルギーの使用 ※ 特定参加者とは、特定可能であり、且つ当該参加者がいなければ会議・イベントが成立しない参加者のことをいう

(埋め合わせに用いるクレジット)

「カーボン・オフセット宣言」で使用が認められているクレジットは以下のとおりです。

クレジットの名称
J-クレジット※1
地域版J-クレジット※2

※1 国内クレジット制度及び J-VER 制度から J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、国内クレジット制度及び J-VER 制度で発行済みのクレジットを含みます。

※2 都道府県 J-VER 制度から地域版 J-クレジット制度に移行、または更新したプロジェクトから発行されたクレジット、都道府県 J-VER 制度で発行済みのクレジットを含みます。

■ 関連ウェブページ：カーボン・オフセット宣言（J-クレジット制度ページ内）

<https://japancredit.go.jp/case/sengen/>

2. COOL CHOICE-デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）

政府では、環境省が中心となり、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするために新しい国民運動を推し進めています。カーボン・オフセットの取組も「デコ活」の一環であり、デコ活宣言を行うことで、ロゴマーク等を使用することができます。

「デコ活」：二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”に、活動・生活を組み合わせた新しい言葉。

■ 関連ウェブページ：デコ活（環境省）

<https://ondankataisaku.env.go.jp/decokatsu/>

環境省は、脱炭素社会づくりに貢献する「製品への買換え」、「サービスの利用」、「ライフスタイルの選択」など地球温暖化対策に資するあらゆる「賢い選択」を促す国民運動「COOL CHOICE」を主導しています。

カーボン・オフセットの取組も「COOL CHOICE」の一環であり、賛同登録を行うことで、ロゴマークやキャラクターイメージ等を使用することができます。



図6 「COOL CHOICE-デコ活」ロゴマーク

4.3. カーボン・オフセット第三者認証プログラム（旧カーボン・オフセット制度）

我が国では、環境省主導のもと、カーボン・オフセットの取組（カーボン・オフセットの取組を更に深化させた~~カーボン・ニュートラル~~カーボンニュートラルの取組を含む。）に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が~~地球温暖化~~気候変動を自らの問題として捉え主体的な排出削減努力を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、カーボン・オフセットの取組を認証する、「カーボン・オフセット制度」（2012年5月～2017年3月）を運用してきました¹⁸。本制度は、2017年~~4~~4月1日から環境省の「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」及び「カーボン・オフセットガイドライン（本~~文~~書）」に準拠した民間主導の取組に移行しています。202~~4~~4年3月現在、本取組を実施している民間主体は「一般社団法人カーボンオフセット協会¹⁹」です。同協会は、「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」において、「カーボン・オフセット認証」と「~~カーボン・ニュートラル~~カーボンニュートラル認証」を実施しています。

カーボン・オフセットに対する認証を取得するかどうかは、カーボン・オフセットの取組の規模や内容によって、カーボン・オフセットを行う者が選択することができますが、認証を取得することによって、企業等によるカーボン・オフセットの取組に対する社会的評価の精度向上につながるため、消費者等とのコミュニケーションとしてカーボン・オフセットに取り組む場合には有効な情報提供ツールの一つとなります。

(1) カーボン・オフセット認証

「カーボン・オフセット第三者認証プログラム」は、カーボン・オフセットの取組のための「カーボン・オフセット認証」と、~~カーボン・ニュートラル~~カーボンニュートラルの取組のための「~~カーボン・ニュートラル~~カーボンニュートラル認証」の2種類に大別されます。

「カーボン・オフセット認証」は、カーボン・オフセットの取組が、認証基準を満たしていることを認証機関が確認し認証を付与します。

「カーボン・オフセット認証」では、認証を取得しようとする活動内の温室効果ガス排出源の全てを温室効果ガス排出量の算定対象とする必要はなく、また削減努力も定性的な評価となっているため、初めてカーボン・オフセットの取組を行う事業者でも、比較的認証を取得しやすくなっています。

¹⁸ 2008年に開始された「カーボン・オフセット認証制度」及び2011年に開始された「カーボン・ニュートラル認証制度」の後続制度として運用を開始しました。

¹⁹ 一般社団法人カーボン・オフセット協会 カーボン・オフセット第三者認証プログラム
(<https://www.jcos.co/>)

本認証を取得した取組は「カーボン・オフセット認証ラベル」を用いて『カーボン・オフセット認証を取得した』ことを主張できるため、信頼性の高いカーボン・オフセットの取組として販売促進や CSR 活動等のアピールに利用することができます。商品・サービスに関する認証取得事例が多いのが特徴です。



図7 カーボン・オフセット認証ラベル

(2) カーボン・ニュートラルカーボンニュートラル認証

「カーボン・ニュートラルカーボンニュートラル認証」は、組織におけるカーボン・ニュートラルカーボンニュートラルの取組が、認証基準を満たしていることについて検証機関が審査し、認証を付与します。

「カーボン・ニュートラルカーボンニュートラル認証」では、組織単位での温室効果ガス排出量が対象となります。算定対象範囲は Scope1 及び 2 (Scope3 は任意)、削減については基準年を設定し、定量的な評価を行うことが必須となっています。また、取組全体について検証を受ける必要があるなど、「カーボン・オフセット認証」よりも厳格な基準設定がされていますが、「カーボン・ニュートラルカーボンニュートラル認証」に関する基準は ISO14061 規格群に準拠しており、本基準を満たす取組は、国際基準を満たすものとして国内外にアピールすることができます。また、組織全体の温室効果ガス排出量を把握することになるため、自らの事業における温室効果ガス削減ポテンシャルを把握すると同時に、事業効率の向上やコスト削減の機会創出につながる可能性があります。



図8 カーボンニュートラル認証ラベル

カーボン・オフセット認証フロー図

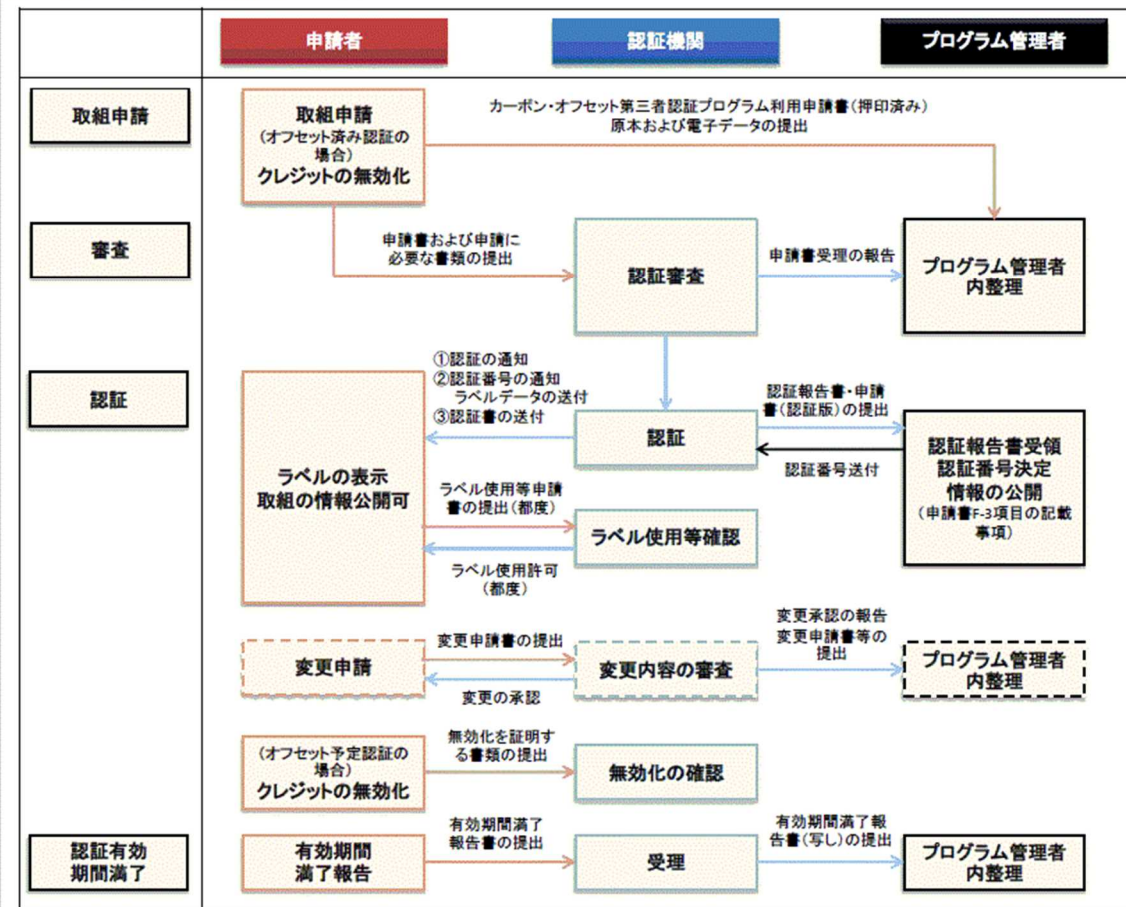
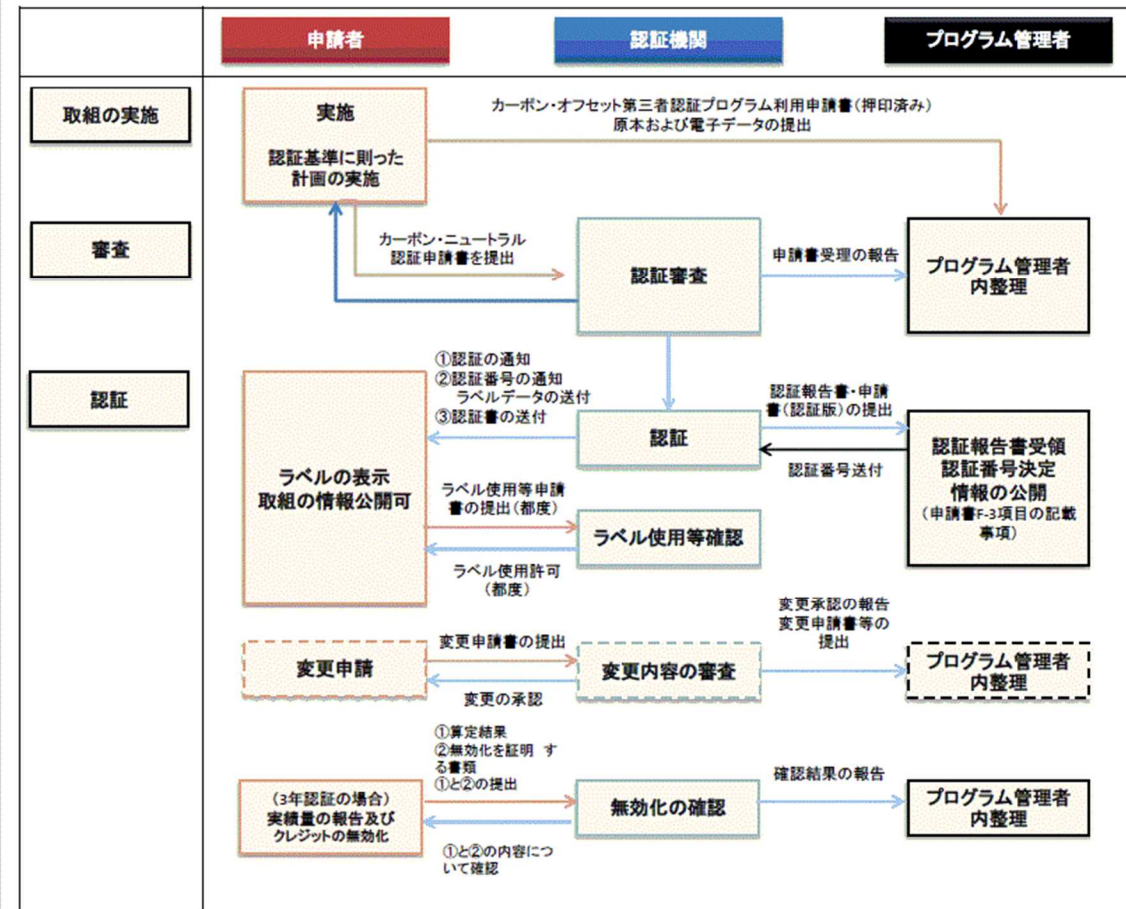


図9 カーボン・オフセット第三者認証プログラム 手続きの流れ

【カーボン・オフセット認証】

カーボン・ニュートラル認証フロー図



【カーボン・ニュートラルカーボンニュートラル認証】

■ 関連ウェブページ：カーボン・オフセット第三者認証プログラム（カーボン・オフセット協会）

<https://co-a.org/jcos/>

4. どんぐり制度

製品やサービスのライフサイクルで排出される温室効果ガス排出量を算定し、その削減に取り組んだ上で、どうしても減らせなかった排出量をカーボン・オフセットする仕組みです。この制度へ参加する製品やサービスについては、「どんぐりマーク」使用についての規定に基づき「どんぐりマーク」をつけることができます。「どんぐりマーク」を通じて、環境に配慮した製品やサービスであることを分かりやすくアピールすることができます。



図 10 「どんぐり制度」ロゴマーク

■ 関連ウェブページ：どんぐり制度（J-クレジット制度ページ内）

<https://japancredit.go.jp/case/donguri/>

5. グリーン購入法の特定調達物品における配慮事項

グリーン購入法では、国、独立行政法人及び特殊法人が環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するために「環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」）」を定めており、国等の機関が特に重点的に調達を推進する環境物品等の種類である特定調達品目を規定しています。基本方針は毎年度見直しが行われており、最新の令和 5 年に閣議決定された基本方針では、複数の特定調達物品における配慮事項として「ライフサイクル全般がカーボン・オフセットされた製品であること」を規定しています。

特定調達物品の品目	配慮事項
オフィス家具等	ライフサイクル全般にわたりカーボン・オフセットされた製品であること。 ※オフセットに使用できるクレジットは、当面の間、J-クレジット、二国間クレジット（JCM）、地域版J-クレジットなど日本の温室効果ガスインベントリに反映できるものが対象。
コピー機等	
照明器具等	
ランプ	
カーペット	

■ 関連ウェブページ：グリーン購入法について（グリーン購入法.net）（環境省）

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/>

別添1 用語集

※五十音順

用語	解説
ISO14001	1996年に発行された、組織活動、製品及びサービスの環境負荷の低減といった環境パフォーマンスの改善を実施する仕組みが継続的に運用されるシステム（環境マネジメントシステム）を構築するために要求される規格のこと。
エコアクション21	広範な中小企業、学校、公共機関などに対して、「環境への取組を効果的・効率的に行うシステムを構築・運用・維持し、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価し、報告する」ための方法として、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインに基づく、事業者のための認証・登録制度のこと。
エコステージ	一般社団法人エコステージ協会が制定、認証を行う第三者認証の環境マネジメントシステムのこと。環境マネジメントシステムの国際規格であるISO14001の意図を踏まえつつ、現状の経営システムを基盤として、そこに「環境」という視点を導入することで「経営とリンクした環境マネジメントシステム」へ進化させようとする新しい環境経営評価・支援システムである。
オフセット・クレジット（J-VET）制度	カーボン・オフセットに用いられることを主眼に、国内における温室効果ガス排出削減・吸収量をオフセット・クレジット（J-VET）として認証・発行する制度で、平成20年11月より環境省が運営。現在はJ-クレジット制度に移行されている。
オフセット・プロバイダー	カーボン・オフセットを行う際に、必要なクレジットを提供する事業者。 市民向けの場合はインターネットを通じた販売が大半だが、事業者向けの場合は、相対取引での契約となる。クレジット提供のほかにも、カーボン・オフセットのコンサルティング支援をする事業者も多い。
温室効果ガス	気候変動枠組条約に規定された、地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質。二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、亜酸化窒素（一酸化二窒素／N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）、 <u>及び六フッ化硫黄（SF₆）、及び三フッ化窒素（NF₃）の6つ</u> を指す。
カーボン・オフセット	<u>カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、カーボン・クレジット等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせる</u> こと、すなわち「『知って、減らして、オフセット』」の取組をいう。 自身の排出量を認識（見える化）し、削減努力を行い、どうしても削減できない排出量を、他の場所での排出削減・吸収量（クレジット等）で、その全部又は一部を埋め合わせる（オフセットする）こと。 <u>例えば、ある事業者のビルの排出量を見える化し、省エネなどの</u>

	削減努力を実施できる部分については事業者が取り組むことができるが、すべての事業活動を止めて電気を使わないわけにはいかない。このため、どうしても削減できない排出量について、例えばオフセット・クレジット（J-クレジット）等を取得し、無効化することで埋め合わせる仕組みをカーボン・オフセットという。
<u>カーボン・オフセット宣言</u>	カーボン・オフセットの取組に係る適切な情報提供を行うことで、透明性のあるカーボン・オフセットに取り組んでいる旨を主張することができる仕組みとして、環境省が 2015 年から開始した仕組み。「カーボン・オフセット宣言」では、関連情報を事務局に提出するとともに、クレジットが確実に無効化され、カーボン・オフセットの取組に使用されていること等について事務局による確認を経て、環境省のホームページ上で当該情報が公表される。
<u>カーボン・オフセット第三者認証プログラム</u>	オフセット指針及び本ガイドラインに準拠した民間主導によるカーボン・オフセットの取組の認証プログラム。2024 年 3 月現在、「一般社団法人カーボンオフセット協会」が運営しており、「カーボン・オフセット認証」と「カーボンニュートラル認証」が実施されている。なお、環境省では 2012 年 5 月から 2017 年 3 月まで、カーボン・オフセットの取組を認証する「カーボン・オフセット制度」を運用しており、2017 年 4 月に民間主導の取組である本プログラムに移行した。
<u>カーボン・クレジット</u> <u>（クレジット）</u>	バイオマスボイラーや太陽光発電設備の導入、森林管理等のプロジェクトを対象に、そのプロジェクトが実施されなかった場合の温室効果ガスの排出量及び除去量の見通し（ベースライン排出量等）と実際の排出量等（プロジェクト排出量等）の差分について、測定・報告・検証を経て、国や企業等の間で取引できるよう認証したもの。また、クレジットは排出削減系クレジットと除去系クレジットの 2 種類に分けられます。温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトを通じて生成される排出削減・吸収量の総称。第三者機関によって認証されているクレジットとそうでないものがある
<u>排出削減（排出削減系クレジット）</u>	排出削減とは、プロジェクト実施に伴い、ベースラインに対し温室効果ガス排出量が減少することである。排出削減系クレジットとは、再生可能エネルギーや省エネ効率の高い機器の導入による二酸化炭素の排出削減、廃棄物・排水等からのメタンの排出削減、森林の破壊・劣化の抑制による二酸化炭素の排出削減（回避ともいう）、などのプロジェクトから創出されるクレジットの一種類である。
<u>除去（除去系クレジット）</u>	除去とは、プロジェクト実施に伴い、ベースラインに対し温室効果ガスを大気中から除去し、地質、陸地、海洋や製品に永続的に貯蔵することである。除去系クレジットとは、植林による植物への炭素固定や持続可能な農法による農地土壌への炭素貯留など生物や自然を利用するプロジェクト又は空気中からの二酸化炭素の直接回収や二酸化炭素排出の回収や地中への貯留など化学・工学的な方法を利用するプロジェクトから創出されるクレジットの一

	種類である。
カーボン・ニュートラル	カーボンニュートラルとは、社会の構成員が、取組の対象において重要なすべての活動範囲を考慮して温室効果ガスの排出量を認識し、排出量を最小化する目標及び計画に沿って主体的かつ継続的にこれを削減するとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジット等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。 すなわち、市民の日常生活、企業の事業活動や製品ライフサイクル等から生じる排出量と、いった排出活動からの温室効果ガスの排出量と当該市民、企業等が他の場所で実現したクレジットによる排出削減・吸収除去量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）がイコールである状態のことをカーボン・ニュートラルという。 カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動や製品ライフサイクル等におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量を全量オフセットした状態がカーボン・ニュートラルとなる。
カーボン・マイナス	市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収除去プロジェクトによる排出削減・吸収除去量（相当量のクレジットを取得する場合を含む。）の合計が上回っている状態。
京都議定書	国連気候変動枠組条約の目的を達成するため、第3回締約国会議（COP3）で採択された国際条約。附属書I国に対し、法的拘束力のある数値目標（温室効果ガスを第一約束期間（2008～2012年）の5年間平均で基準年比－5%）を設定。目標達成のための補足的手段として、京都メカニズム（CDM・JI・国際排出量取引）を導入している。
京都メカニズム	京都議定書に定められる排出削減目標を達成するに当たり、自国内での排出削減以外の目標達成手段を用意することによって目標達成手法に柔軟性を持たせるため、京都議定書に規定されたメカニズム。 クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism：CDM）、共同実施（Joint Implementation：JI）、国際排出量取引（International Emissions Trading）の3つを指す。
京都クレジット （京都メカニズムクレジットともいう）	京都議定書に定められる手続きに基づいて発行されるクレジット。この京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づく削減目標達成のために使われるものであり、京都議定書に定められる手続きに基づいて発行され、削減目標達成のために用いられるクレジットをいう。CDMのCERについては、自主的なカーボン・オフセットの取組に活用されることもある。 ①各国に割り当てられるクレジット（Assigned Amount Unit：AAU） ②共同実施（Joint Implementation：JI）プロジェクトにより発行されるクレジット（Emission Reduction Unit：ERU）③クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism：CDM）プロジェクトにより発行されるクレジット（Certified Emission Reduction：CER）

	CER) ④ 国内吸収源活動によって発行される クレジット (Removal Unit: RMU)の4種類がある。 <u>なお、京都メカニズムクレジットは2015年に取扱いが終了した。</u>
グリーン経営認証	交通エコロジー・モビリティ財団が認証機関となり、グリーン経営推進マニュアルに基づいて一定のレベル以上の取組を行っている事業者に対して審査の上、認証・登録を行うもの。
グリーン購入	国や地方自治体を中心となって製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。グリーン購入は、消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていくこと目的としている。
KES (環境マネジメントシステム・スタンダード)	特定非営利活動法人 KES 環境機構が制定し、審査登録を行う環境マネジメントシステムのこと。中小企業のためにより分かりやすく取り組みやすい規格として制定されたシステムである。
<u>国内クレジット</u>	<u>京都議定書目標達成計画(平成20年3月28日閣議決定)において規定されている、大企業等による技術・資金等の提供を通じて、中小企業等が行った温室効果ガス排出削減量を認証し、自主行動計画や試行排出量取引スキームの目標達成等のために活用できる制度であり、平成20年10月に政府全体の取組みとして開始された。現在はJ-クレジット制度に移行されている。</u>
J-クレジット	省エネルギー機器の導入や森林経営などの取組による、CO ₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度のこと。 <u>国内クレジット制度とオフセット・クレジット(J-VET)制度が発展的に統合した制度で、国により運営されている。オフセット・クレジット(J-VET)制度と国内クレジット制度が発展的に統合し、2013年に運用が開始された温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度。</u> <u>省エネルギー機器の導入や森林経営などによる、CO₂などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「J-クレジット」として国が認証し、本制度により創出されたJ-クレジットは、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での報告やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用される。</u>
地域版J-クレジット	地方公共団体が運営する、J-クレジット制度の制度文書に沿って温室効果ガス排出削減・吸収量をクレジットとして認証する制度。
<u>脱炭素</u>	<u>ライフスタイルの見直しや事業活動の変更等により、生活や事業活動から発生する温室効果ガスの排出を削減し、ゼロにすることをいう。</u>
<u>(クレジットの)</u> ダブルカウント	ダブルカウントとは、①クレジットの購入によって排出量を埋め合わせる場合に、同じクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられること。②別々の主体が同じカーボン・オフセットの取組に関するオフセットを同じクレジットを用いて主張すること。

<u>デコ活</u>	環境省が中心となって推進する、2050 年カーボンニュートラル及び 2030 年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための国民運動。カーボン・オフセットの取組も「デコ活」の一環であり、デコ活宣言を行うことで、ロゴマーク等を使用することができる。 「デコ活」：二酸化炭素（CO₂）を減らす（DE）脱炭素（Decarbonization）と、環境に良いエコ（Eco）を含む“デコ”に、活動・生活を組み合わせた新しい言葉。
トップランナー基準	エネルギー多消費機器のうちエネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき、指定したエネルギー多消費機器の省エネルギー基準を、各々の機器において、基準設定時に商品化されている製品のうち最も省エネ性能が優れている機器の性能以上に設定するもの。
<u>どんぐり制度</u>	製品やサービスのライフサイクルで排出される温室効果ガス排出量を算定し、その削減に取り組んだ上で、どうしても減らせなかった排出量をカーボン・オフセットする仕組み。同制度へ参加する製品やサービスは、「どんぐりマーク」により、環境に配慮した製品やサービスであることをアピールできる。
<u>二国間クレジット制度（JCM）</u>	日本政府がパートナー国と実施するクレジット制度であり、日本企業による投資を通じて、優れた脱炭素技術やインフラ等の普及を促進し、パートナー国の温室効果ガス排出削減・吸収や持続可能な発展に貢献し、パートナー国での温室効果ガス排出削減又は吸収への日本の貢献を定量的に評価し、クレジットを獲得することを目的としている。我が国の民間企業等が取得する JCM クレジットについては、温対法に基づく温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度での温室効果ガス排出量の調整やその他の自主的なカーボン・オフセットなどに活用できる。
都道府県 J-VER	オフセット・クレジット（J-VER）制度では、温室効果ガスの削減・吸収量をクレジットとして認証・発行する都道府県の制度について、J-VER 制度に整合していると認められるものと、J-VER 認証運営委員会が認証し、「都道府県 J-VER プログラム」としてプログラム認証リストに掲載する「都道府県 J-VER プログラム認証」の仕組みが設けられていた。現在は地域版 J-クレジット制度に移行されている。
<u>パリ協定</u>	国連気候変動枠組条約の第 21 回締約国会議（COP21）で採択された京都議定書に代わる新たな国際枠組み。世界共通の長期削減目標として、産業革命前から平均気温の上昇を 2℃より十分下方に抑えること（2℃目標）を規定するとともに、更に 1.5℃までに抑えるよう努力すること（1.5℃目標）に言及している。
<u>パリ協定 6 条</u>	パリ協定 6 条では、各国が排出削減目標の達成のために任意に活用できる市場メカニズムを規定している。6 条 2 項は、二国間・多国間の協力又はパリ協定 6 条 4 項メカニズムの共通ガイダンスであり、国外で実現した緩和成果（クレジット）を自国の排出削減目標の達成に活用する場合のルールが規定されている。パリ協定 6 条 4 項は、京都議定書における CDM の後継となるクレジット制度として、国連が管理するパリ協定 6 条 4 項メカニズムにつ

	いて定めている。
無効化	オフセットで使用したクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU 域内排出量取引制度等の法的拘束力をもった制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガスの削減・吸収プロジェクトによる削減・吸収量を表すクレジットのこと。

別添 2 温室効果ガス排出量の算定方法

ここでは、さまざまなカーボン・オフセットの取組において汎用性が高いと考えられる活動について、基本的な算定方法を紹介しています。

1. 会議・イベント

(1) 温室効果ガス排出量の算定対象

本ガイドラインでは、会議・イベントにおける温室効果ガス排出量の算定対象を、エネルギー消費（電気、ガソリン、灯油、軽油、都市ガス、LPG などの消費）、水道使用、紙使用及び廃棄物の廃棄に伴う温室効果ガス排出量とします。エネルギー消費には会議・イベント関係者・参加者の移動、宿泊施設の利用も含まれます。

(2) 算定方法の基本的な考え方

$$\text{会議・イベントにおける温室効果ガス排出総量} = \text{①} + \text{②} + \text{③} + \text{④} + \text{⑤} + \text{⑥}$$

$$\text{① 移動に伴う温室効果ガス排出総量} = \text{移動距離} \times \text{燃料消費率} \times \text{排出係数} \times \text{人数}$$

$$\text{② 宿泊施設の電力利用に伴う温室効果ガス排出総量} = \text{電力消費量}^* \times \text{排出係数}$$

宿泊施設における宿泊スペース部分の電力消費量を求める場合

（例）

$$\text{*宿泊スペースにおける電力消費量 (kW)} = \text{宿泊施設全体の月別電力消費量 (kW)} \times (\text{宿泊スペース床面積} \div \text{宿泊施設全体の延べ床面積})$$

宿泊部屋あたりの電力消費量を求める場合

（例）

$$\text{*電力消費量 (kW/部屋)} = \text{宿泊スペースにおける電力消費量 (kW)} \div \text{部屋数}$$

$$\text{③ 会場の電力使用による温室効果ガス排出総量} = \text{電力消費量}^* \times \text{排出係数}$$

建物の月間電力使用量が分かる場合

$$\text{*イベント開催に伴う電力消費量 (kW)} = \text{建物全体の月別電力消費量 (kW)} \times (\text{イベント開催時間 (h/月)} \div \text{会場稼働時間 (h/月)})$$

同一建物内にイベント会場が複数ある場合

*イベント開催に伴う電力消費量 (kW) = 建物全体の月別電力消費量 (kW) × (イベント会場床面積 ÷ 建物延べ床面積) × (イベント開催時間 (h/月) ÷ 会場稼働時間 (h/月))

④ 紙の使用による温室効果ガス排出量 = 使用量 × 排出係数*

⑤ 水の使用による温室効果ガス排出総量 = 水使用量* × 排出係数**

会場別の月別水使用量が分かる場合

*水使用量 =

会場だけの月別水使用量 × (イベント開催時間 (h/月) ÷ 会場稼働時間 (h/月))

会場別の月別水使用量が分からない場合

*水使用量 = 建物全体の月別水使用量 × (イベント会場床面積 ÷ 建物延べ床面積) × (イベント開催時間 (h/月) ÷ 会場稼働時間 (h/月))

⑥ 廃棄物処理による温室効果ガス排出量 = 一般廃棄物発生量 × 排出係数*

(3) 移動に伴う排出量の推計方法

特に一般・不特定多数の参加者の移動については、情報収集の難易度が高いため、実際の移動距離についてデータの収集が困難であることが考えられる。そのため、以下に一般・不特定多数の参加者の移動距離についてのデータの推計方法の例を示す²⁰。

²⁰ 参考となる事例：郵便事業お年玉付き年賀はがき 50 周年記念シンポジウム。参加者移動距離 (150 名) を新宿⇄上野(15km×2)と想定して算定を実施 (出典：カーボン・オフセットイベント事例集 (Ver.1.0) (2009 年 11 月 カーボン・オフセット推進ネットワーク))

例 1) 東京都内（有楽町）で 1,000 人規模の会議を開催するイベント

（参加者は全て都内及び近隣県からの参加を想定）

移動時間を片道 1 時間程度（在来線）を目安に、開催地最寄り駅と主要鉄道駅を自由に選択
できる方法

参加者の移動に伴う温室効果ガス排出量＝出発地点（八王子）⇄ 到着地（有楽町）×
燃料消費率×排出係数×1,000 人

* 八王子⇒神田⇒有楽町で約 1 時間。片道距離 48.2km。

会議の内容から、参加者移動の出発地点が都内・近隣の県内と判別が可能な場合はいずれ
の場合も簡便に設定が可能。また、上記の場合、大半の参加者の出発地点が山手線圏内と予
想されるとして、移動距離を長く設定することによって、排出量の過小評価がないように保
守的に見積もっている（電車での移動であれば、実際の排出量は、移動距離が半分であった
場合でも 1 トン未満の誤差となる）。

例 2) 東京における 5,000 人規模の企業展示会（全国からの参加を想定）

【推計方法 1】

参加者の出発起点を各都道府県県庁所在地の主要鉄道駅・空港に設定し算定する方法。²¹

参加者の移動に伴う温室効果ガス排出量＝
個別都道府県人数×都道府県所在地⇄ 東京（○○km）×燃料消費率×排出係数

都道府県	県庁所在地起点	交通手段	移動距離	推計人数
大阪府	新大阪	新幹線	○○km	20
京都府	京都	新幹線	○○km	80
広島県	広島空港	飛行機	○○km	15
高知県	高知空港	飛行機	○○km	10
・・・	・・・	・・・	・・・	・・・

【推計方法 2】

²¹ 参考となる事例：エコプロダクツ 2008。関東圏参加者の起点を八王子⇄新橋⇄国際展示場として算定
（出展：「エコプロダクツ 2008 における CO2 排出量測定調査」調査報告書 平成 21 年 8 月東京都市大学伊
坪徳宏研究室）。

参加者の出発起点を地域ブロックに分類し距離数を推定する方法

(例えば、広島の場合は出発地が岡山でも鳥取でも広島空港起点とする。)

参加者の移動に伴う温室効果ガス排出量＝

地域別ブロック別推計人数×各出発地点⇄東京(○○km)×燃料消費率×排出係数

ブロック分け	起点	交通手段	移動距離	推計人数
北海道	札幌(新千歳空港)	飛行機	○○km	50
東北	仙台(仙台駅)	新幹線	○○km	400
関東	八王子	JR	○○km	2,850
中部	名古屋(名古屋駅)	新幹線	○○km	10
北陸	金沢(小松空港)	飛行機	○○km	20
関西	大阪(新大阪)	新幹線	○○km	75
...	...	...	...	...

2. 運輸：旅客鉄道（JR 新幹線、JR 在来線、私鉄、地下鉄）

（1）温室効果ガス排出量の算定対象

本ガイドラインでは、旅客鉄道（JR 新幹線、JR 在来線、私鉄、地下鉄）における温室効果ガス排出量の算定対象を、出発駅から到着駅まで鉄道を利用する際の旅客 1 人当たりの温室効果ガス排出量とします。

ここでは、鉄道で使用する電力及び軽油等の燃料消費により排出される温室効果ガス排出量を算定対象とし、付帯するエネルギー源（駅設備、信号機器等）については、利用駅の設備の状況によって変化することから算定対象とはしていません。また、鉄道の利用に伴い排出される廃棄物の処理に伴う排出量も、利用者によってその実態は大きく異なることから算定対象とはしていません。

（2）算定式の基本的な考え方

① 算定式

旅客鉄道の温室効果ガス排出量を算定する際の基本的な考え方は以下のとおりです。

$\text{温室効果ガス排出量} = \text{旅客移動距離} \times \text{燃料消費率} \times \text{排出係数}$

② 実測値の把握について

➤ 燃料消費率

- 該当鉄道会社の全体（全車両）平均の燃料消費率（人・km 当たり）を、各社の保有・公表データに基づいて算出します。
- 当該車両タイプごとの燃料消費率（人・km 当たり）を、各鉄道会社のデータに基づいて算出する。あるいは、車両タイプごとの公表データに基づくスペックを利用することも可能である。また、排出原単位に影響を与える要素として「乗車率」や「旅客・貨物比率」等についても検討が必要です。

3. 運輸：自動車

(1) 温室効果ガス排出量の算定対象

本ガイドラインでは、自動車を利用する際の温室効果ガス排出量の算定対象を、当該自動車 1 台を一定の期間利用した際の温室効果ガス排出量としています。家庭や企業等において、利用者が専ら自らの目的のために利用する自動車（乗用車、貨物車、バス²²、二輪車）を対象としており、人や貨物を運搬することで対価を得ることを目的としての自動車利用（タクシー、路線バス等の公共交通機関、宅配便等）は対象としていません。

ここでは、自動車の利用に伴う運輸部門での排出量算定を想定し、自動車の製造段階でのエネルギー消費等に伴う温室効果ガス排出量は算定対象としていません。また、同じように自動車の廃棄段階で排出される温室効果ガス量も算定対象としていません。

(2) 算定式の基本的な考え方

① 算定式

自動車利用時の温室効果ガス排出量を算定する際には、以下に示す【燃料法】及び【燃費法】の二つの基本的な考え方があります。算定式に代入するデータの入手可能状況に応じて、このいずれかを選択するとよいでしょう。

【燃料法】

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

【燃費法】

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{走行距離} \div \text{燃料消費率} \times \text{単位発熱量} \times \text{排出係数}$$

② 実測値の把握について

➤ 走行距離

当該自動車が一定期間（例えば 1 年間、あるいは、ある地点から別の地点までの移動、等）に走行した距離を、自動車の走行距離メーターの記録、カーナビゲーションシステムで得られる 2 地点間の距離、地図を利用した計算等が利用できます。

➤ 燃料消費率

当該車種について、特定の期間（例えば 1 ヶ月）燃料消費量を同期間の走行距離で除

²² 企業が自社の従業員等の送迎に用いるバス等。

すことによって、燃料消費率の算定ができます。

➤ 燃料使用量

当該自動車の一定期間（例えば 1 年間）における燃料使用量を、実際の記録を基に使用します。記録としては、燃料の購入記録等が活用できます。

4. 運輸：飛行機（国内旅客）

(1) 温室効果ガス排出量の算定対象

本ガイドラインでは、飛行機（国内旅客）の温室効果ガス排出量算定の対象を、出発空港から到着空港まで飛行機を利用する際の旅客 1 人あたりの温室効果ガス排出量としています。

ここでは、飛行機（国内旅客）が飛行による燃料消費から排出される温室効果ガス排出量を算定対象とし、付帯するエネルギー源（搭乗手続きカウンターでの電力使用量、及び空港内作業車等）からの排出量については、利用する空港設備の状況によって変化し、十分なデータが収集されていないことから算定対象としていません。また、飛行機の利用に伴って排出される廃棄物（機内食等）の処理に伴う排出量についても、航空会社のサービス状況で変化し、現状では十分なデータが収集されていないことから算定対象に含めていません。

(2) 算定式の基本的な考え方

① 算定式

飛行機（国内旅客）利用に伴う温室効果ガス排出量を算定する際の基本的な考え方は以下のとおりです。

$$\text{温室効果ガス排出量} = \text{旅客移動距離} \times \text{燃料消費率} \times \text{排出係数}$$

なお、座席シートクラス（エコノミー／プレミア（ビジネス、ファースト））を反映させたい場合は、エコノミー：プレミア＝1：2²³の割合で算出します（プレミアはエコノミーの2倍）。

$$\begin{aligned} \text{温室効果ガス排出量} = \\ \text{旅客移動距離} \times \text{燃料消費率} \times \text{排出係数} \times \text{座席あたり占有面積比率} \end{aligned}$$

② 実測値の把握について

➤ 燃料消費率

- 当該旅客機あるいは同型の旅客機ごとの燃料消費率（旅客 km 当たり）を、各航空会社の保有・公表データに基づいて算出します。

²³ “ICAO Carbon Emissions Calculator”に基づき規定。（<http://www.icao.int/environmental-protection/CarbonOffset/Pages/default.aspx>）

- 当該航空会社の全体（全機体）平均の燃料消費率（旅客 km 当たり）を、各社の保有・公表データに基づいて算出します。

なお、距離（短距離、中距離等）による燃料消費率への影響が各社の保有・公表データによって算出可能な場合には、より正確性の高い燃料消費率として用いることができます。

➤ 排出係数

当該旅客機で使用された燃料の組成が分かる場合は、それに基づいて算出します。特にバイオ燃料を混合するような場合は、留意が必要です。

あるいは、国内で使用されるジェット燃料の組成は大きく異ならないため、航空会社の平均値による算出も可能です。ジェット燃料の消費に伴う温室効果ガスは、その正確性を高めるために、CO₂のみならず離発着時及び巡航時の CH₄、N₂O 排出にも留意した上で算定します。

別添 3 温室効果ガス排出量算定の際の有効数字の考え方

本別添では、温室効果ガス排出算定の際の有効数字の考え方を紹介しています。

1. 有効数字について

有効数字とは、「ある数値を示す数字のうち、実際の目的に有効な、または有意義な桁数を採用した数字（広辞苑）」という位置づけであり、示されている数字のうち有効な桁数の数字を示すため「有効数字」と呼ばれている。

例えば、ある測定を行った結果の数値が 5.7cm、5.70cm である場合、前者は 5.65cm 以上 5.75cm 未満のいずれかを示しているのに対し、後者では 5.695cm 以上 5.705cm 未満のいずれかを示している。このため、この 2 つの数値の意味は異なる。この場合、前者は左から 2 桁が有効であり 3 桁目は不明であることから有効数字 2 桁、後者は左から 3 桁が有効であり 4 桁目は不明であることから有効数字 3 桁となる。数字が 1 より小さく 0 から始まる場合には、0 でない最初の桁から最後の桁までの桁数が有効な桁数に相当する。例えば、0.65 の場合は有効数字 2 桁となる。

温室効果ガス排出量は、排出係数の有効数字に合わせた桁数で算定するのが原則である。このため、活動量を必要な有効桁数（排出係数以上の有効桁数）で把握し、算定することが望まれる。

カーボン・オフセットの対象となる活動から排出される温室効果ガス量については、排出係数の有効数字を考慮し、有効数字は原則 2 桁とする。

2. 有効数字の判断方法

カーボン・オフセットの対象となる活動別の温室効果ガス排出量を算出する際には、それぞれ有効数字の処理をせずに計算し、最後に温室効果ガス排出量の CO₂ 換算値を求めた段階で、関連する活動量・排出係数の有効数字を踏まえて設定した有効桁数に合わせて数値を確定することとする。すなわち、例えばある活動の活動量が 234.52768km であった場合、小数点以下を切り捨てることなく計算し、最後に GWP を乗じた後に有効桁数の考え方を適用することになる。

実際には複数の活動の温室効果ガス排出量を合算するため、有効桁数の判断は複雑となるが、原則としては、表 11 に示すとおりとなる。一般に温室効果ガス排出量は活動量と排出係数の積で算出されるが、この場合、排出係数に有効数字が設定されていることを考慮すると、温室効果ガス排出量の数字にも有効な範囲が定まり、有効数字は乗ずる各項の有効桁数のうち最も小さいもの、すなわち活動量又は排出係数のうち有効桁数が小さい方となる。

表 11 四則演算における有効桁数の考え方

算法	有効桁数の判断方法
加算（＋）	加える各項の最も小さい有効桁のうち最も大きいものとする 例：（各数字は全て有効として） $153 + 2.4 = 155.4$ この場合、第 1 項の有効桁は 1 の位、第 2 項は 0.1 の位となるため、1 の位までが有効で、有効数字は 3 桁で、155 となる。
減算（－）	減ずる各項の最も小さい有効桁のうち最も大きいものとする 例：（各数字は全て有効として） $153 - 147.4 = 5.6$ この場合、第 1 項の有効桁は 1 の位、第 2 項は 0.1 の位となるため、1 の位までが有効で、有効数字は 1 桁で、6 となる。
乗算（×）	乗ずる各項の有効桁数のうち最も小さいものとする 例：（各数字は全て有効として） $15 \times 2.12 = 31.8$ この場合、第 1 項の有効桁数は 2 桁、第 2 項は 3 桁となるため、有効数字は 2 桁で、32 となる。
除算（÷）	除する各項の有効桁数のうち最も小さいものとする 例：（各数字は全て有効として） $15 \div 2.12 = 7.075$ この場合、第 1 項の有効桁数は 2 桁、第 2 項は 3 桁となるため、有効数字は 2 桁で、7.1 となる。

【加算(+)で桁数が増加した場合について】

加算(+)の際には、加える各項の最も小さい有効桁のうち最も大きいものとして有効数字を判断することになる。下記のように、加算した結果桁数が増加することもあるが、この場合には有効桁数も増加することになる。

$$983.3 \text{（有効桁数 3 桁、有効桁 1 の位）} + 82.2 \text{（有効桁数 2 桁、有効桁 1 の位）} \\ = 1065.5 \text{（有効桁数 4 桁、有効桁 1 の位）}$$

しかしながら、多数の加算を行った場合には、誤差が蓄積して必ずしもその位が有効とは言えなくなる。

$$10.2 \text{（有効桁数 2 桁、有効桁 1 の位）} + 10.2 \text{（同左）} + \dots \text{（計 10 回）} \\ = 102 \text{（有効桁数 3 桁、有効桁 1 の位とは言えない）}$$

なぜならば、上記の例であれば下記のように乗算（×）とみなして計算すると有効桁数は 2 桁とするのが妥当だからである。

10.2（有効桁数 2 桁、有効桁 1 の位） $\times 10 = 102$ （有効桁数 2 桁、有効桁 10 の位）

このため、有効桁数が同じものは予め加算しておき、最後に有効桁数が異なるものを加算し、有効数字を判断する方法が推奨される。

（例）

（有効桁数 3 桁の活動の排出量） $518.2 + 457.1 + 8.02 = 983.32$ （有効桁 1 の位）

（有効桁数 2 桁の活動の排出量） $82.1 + 0.093 + 0.00884 = 82.20184$ （有効桁 1 の位）

（排出量の合計） $983.32 + 82.20184 = 1065.52184$ （有効桁 1 の位）

→ 1066（有効桁数 4 桁）

改訂履歴

Ver.	改訂日	主な改訂箇所
1.0	2015.3.31	—
2.0	2021.3.19	・ カーボン・オフセット制度の民間主導の取組への移行に伴い、表記を修正 ・ 国内クレジット制度、J-VER 制度のJークレジット制度への移行、及び都道府県 J-VER 制度の地域版Jークレジット制度への移行に伴い、表記を修正 ・ オフセット・プロバイダープログラムの廃止に伴い、表記を修正 ・ 「第一部 3.カーボン・オフセットの主な取組」について、各取組を整理した表や、各取組の事例等を追記 ・ 「第二部 3.排出量の把握（知って）」について、標準排出原単位値データベース一覧等を更新 ・ 「第三部 カーボン・オフセット宣言及びその他の仕組み」について、COOL CHOICE に関する情報を追記 ・ 「別添 1 用語集」を追記 ・ その他、誤字・脱字等の修正 改訂は環境省及び経済産業省が共同で実施する「令和2年度Jークレジット活用促進支援委託業務」を通じて実施した。
3.0	2024.3.06	・ 「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）第4版」の改訂内容に沿って全体を更新 ・ 「第一部 3.カーボン・オフセットの主な取組」について、種類の整理表を追加、各種類の説明を修正 ・ 「第一部 5.カーボン・オフセットに用いられるクレジットについて」について、説明を修正、クレジットの種類を更新 ・ 第二部 2.準備」について、オフセット主体の設定の例示を修正 ・ 「第二部 3.排出量の把握（知って）」について、CO2 以外の温室効果ガス排出量の算定式を追加、標準排出原単位値データベース一覧等を更新 ・ 「第二部 6.情報提供」について、情報提供項目を追加、「(3) 温室効果ガスの報告制度等におけるクレジットの報告」を追加 ・ 「第三部 カーボン・オフセット宣言及びその他の仕組み」を「第三部 カーボン・オフセットを促進する仕組み」に修正し、各仕組みの情報更新と追加 ・ その他、誤字・脱字等の修正 改訂は環境省が実施する「令和5年度カーボン・オフセットガイドライン等改訂支援委託業務」を通じて実施した。